

かすみがうら市
障害者計画
障害福祉計画（第6期）
障害児福祉計画（第2期）
（案）

令和3年3月
かすみがうら市

はじめに

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 茨城県の方針	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象	4
6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント	5
7 計画の策定体制	9
第2章 障害のある人を取り巻く現状	10
1 人口・世帯	10
2 障害者手帳等の所持者数	12
3 地域資源の状況	15
4 アンケート調査の概要	20
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策体系	42
第4章 施策の展開	43
基本目標1 保健・医療の充実	43
基本目標2 教育・育成の充実	46
基本目標3 自立生活の支援	49
基本目標4 雇用・就労の促進	58
基本目標5 社会参加の促進	60
基本目標6 住みよいまちづくりの推進	62
第5章 計画の概要	66
1 令和5年度の目標値	66
第6章 第5期の評価と第6期（第2期）サービス見込量	70
1 訪問系サービス	72
2 日中活動系サービス	75
3 居住系サービス	80
4 指定相談支援等	82
5 その他	84
6 障害児支援	86
7 地域生活支援事業	91
第7章 計画の推進	98
1 各主体の役割	98

2	計画の周知	99
3	計画の推進	99
4	目標達成状況の評価	100
	参考資料	102
1	委員名簿	102
2	設置要項	103

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化、障害の重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障害者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国は2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5か年を計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるとともに、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

2013（平成25）年に、2006（平成18）年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障害者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約15年の間に、障害者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は2014（平成26）年1月に批准されました。

2016（平成28）年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも2018（平成30）年4月から施行されました。

本市では、「かすみがうら市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障害者を取り巻く環境や障害者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障害の有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、2021（令和3）年度を初年度とする「かすみがうら市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障害者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

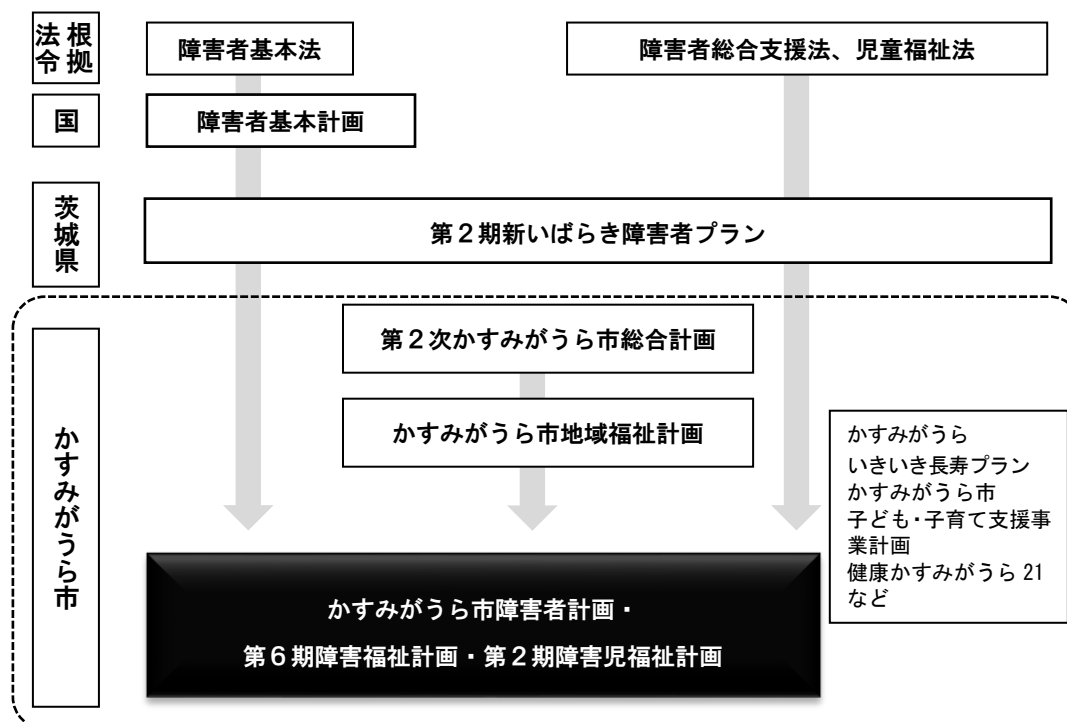
障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第 2 次かすみがうら市総合計画」・「かすみがうら市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、茨城県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障害者福祉の大綱を示す計画として、市の障害者福祉施策の基本的方向性を示しています。また、市の障害福祉サービス等の具体的な数値を定めた「障害福祉計画・障害児福祉計画」と総合的に推進を図ります。

<法令、他の計画との関係>



3 茨城県の方針

茨城県では、2018（平成 30）年度に、「第2期新しいばらき障害者プラン」を策定しています。

この計画は、「ノーマライゼーション」と「完全参加」の基本理念を実現するために、15の項目を施策に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、茨城県が取り組む施策を定めることで、基本目標である「ひとりひとりが尊重される社会をめざして」、「質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして」、「快適に暮らせる社会をめざして」を目指しており、市の障害者計画の基本となるものです。

4 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度を初年度とし、2023（令和5）年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
障害者計画（6年間）					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画（3年間） 第2期障害児福祉計画（3年間）		

5 計画の対象

本計画の対象は、2011（平成23）年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害（発達障害を含む）者
- その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント

市町村・都道府県の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、現行の計画期間が2020（令和2）年度末までとなっています。国は2020（令和2）年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会において、2021（令和3）年度を初年度とする第6期計画の作成に関する基本指針を見直しました。見直した基本指針の主なポイントを以下のように取りまとめました。

（参考）国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント

地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する ○ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる ○就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める ○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する
「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る ○発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む
地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする
障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む ○児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する ○障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む ○自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する
障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む
障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む
福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実を強化する ○障害児通所支援体制の教育施策との連携を行う

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(参考) 法令などの主な改正動向

<p>障害者虐待防止法 〔2012（平成24）年10月1日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔2013（平成25）年4月1日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
<p>障害者権利条約 〔2014（平成26）年1月20日批准承認〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の固有の尊厳の尊重を促進
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔2016（平成28）年4月1日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔2016（平成28）年5月13日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進委員会の設置
<p>ニッポン一億総活躍プラン 〔2016（平成28）年6月2日閣議決定〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
<p>発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔2016（平成28）年8月1日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔2018（平成30）年4月1日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障害児に対する支援 〔2016（平成28）年6月3日施行〕
<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔2021（令和3）年4月1日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設

(参考) 国の障害者基本計画(第4次)の概要〔2017(平成29)年度策定〕

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	2018(平成30)年度から2022(令和4)年度までの5年間
基本原則	<p>○地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>○差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>○国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する 横断的視点	<p>○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</p> <p>○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>○障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>○障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p>
施策の円滑な推進	<p>○連携・協力の確保</p> <p>○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</p>
各分野の障害者施策 の基本的な方向	<p>○安全・安心な生活環境の整備</p> <p>○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>○防災、防犯等の推進</p> <p>○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>○自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○保健・医療の推進</p> <p>○行政等における配慮の充実</p> <p>○雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>○教育の振興</p> <p>○文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>○国際社会での協力・連携の推進</p>

出典：内閣府

7 計画の策定体制

(1) 策定体制

①かすみがうら市

本計画の策定・見直しに関しては、かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会が調査・審議等を行い、庁議を経て計画を決定します。

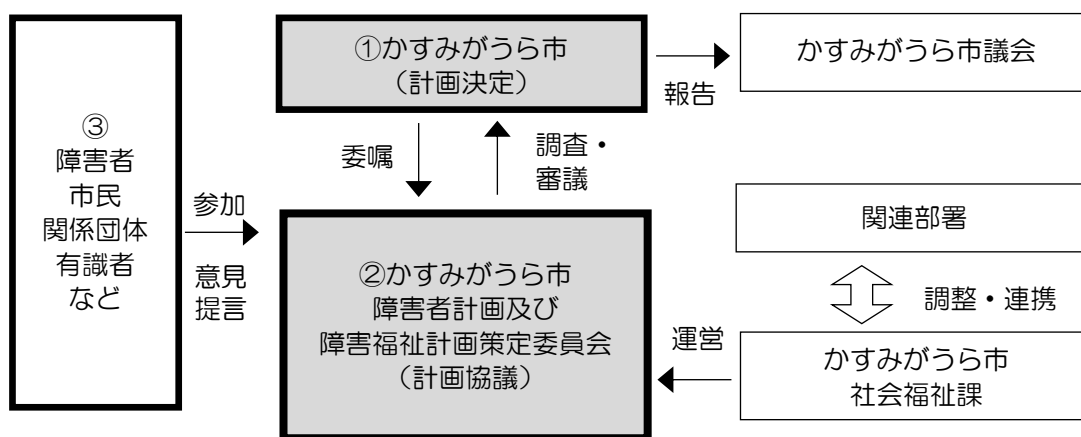
計画は市議会に報告します。

②かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

学識経験者・専門家及び障害者団体・関連機関代表などの参画を得て「かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、本市の障害者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。

③障害者、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。



(2) 各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

②障害者アンケート調査

障害者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「福祉事業に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

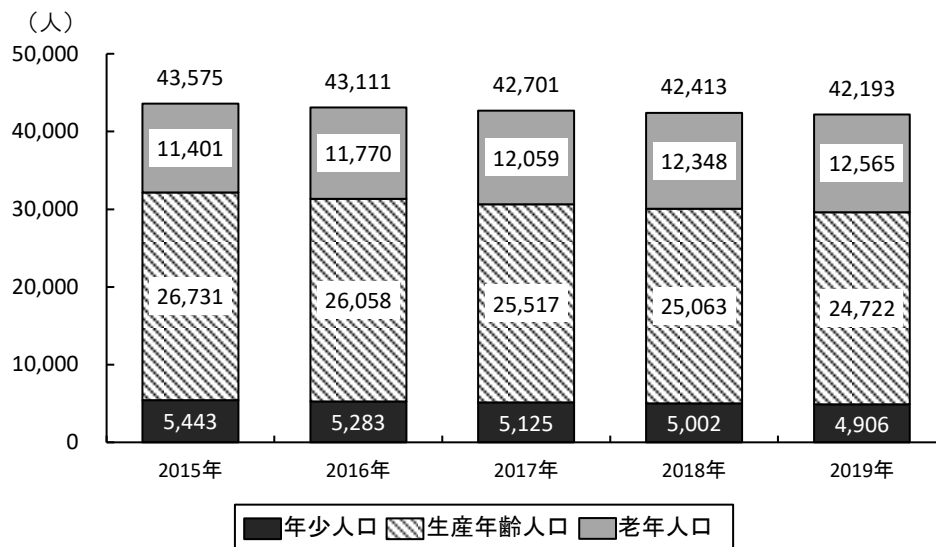
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

全国や茨城県で人口減少が進む中、本市の人口も年々減少しており、2019年には42,193人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は2015年の11,401人から2019年には12,565人に増加している一方、年少人口及び生産年齢人口は、徐々に減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

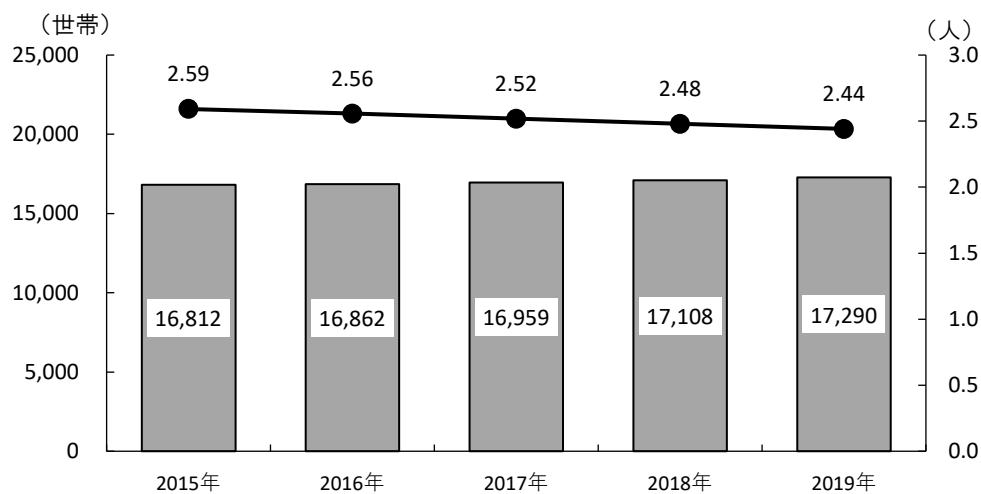


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は2019年1月1日現在で17,290世帯となっており、徐々に減少しています。1世帯当たり人員も緩やかに減少しており、2015年は2.59人でしたが、2019年には2.44人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

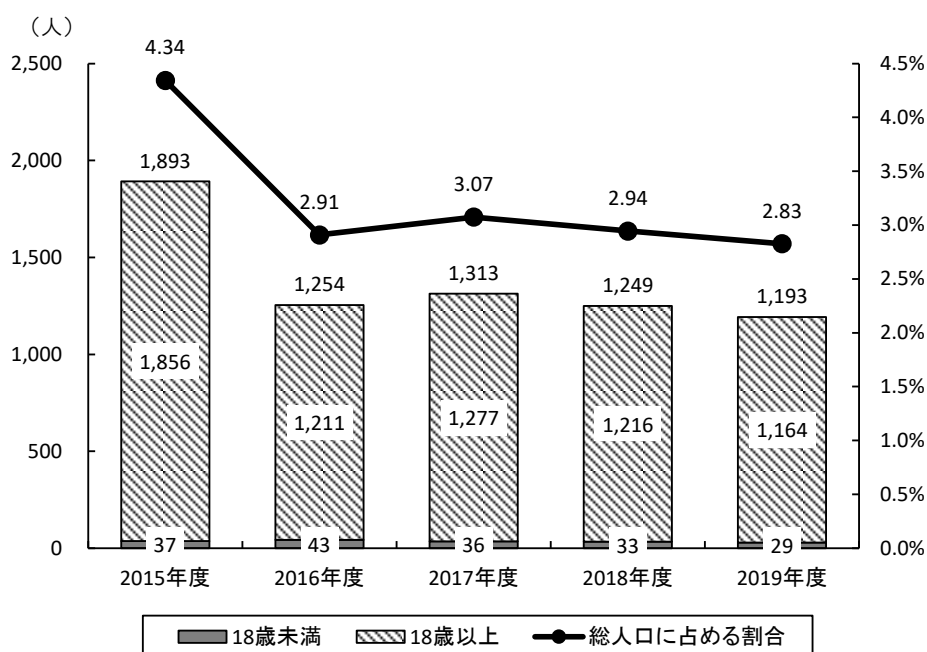
2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者を年齢層別にみると、18歳以上、18歳未満共に減少傾向にあります。

等級別にみると、2019年度末現在、1級が436人と最も多くなっています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



(単位：人)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
等級別	1級	714	448	473	452	436
	2級	323	218	229	206	197
	3級	267	182	177	183	167
	4級	393	273	295	287	279
	5級	105	70	70	56	55
	6級	91	63	69	65	59
種類別	視覚障害	111	74	74	72	73
	聴覚・平衡機能障害	163	102	107	101	92
	音声・言語・そしゃく機能障害	17	14	13	14	14
	肢体不自由	973	645	679	612	562
	内部障害	629	419	440	450	452
合計		1,893	1,254	1,313	1,249	1,193

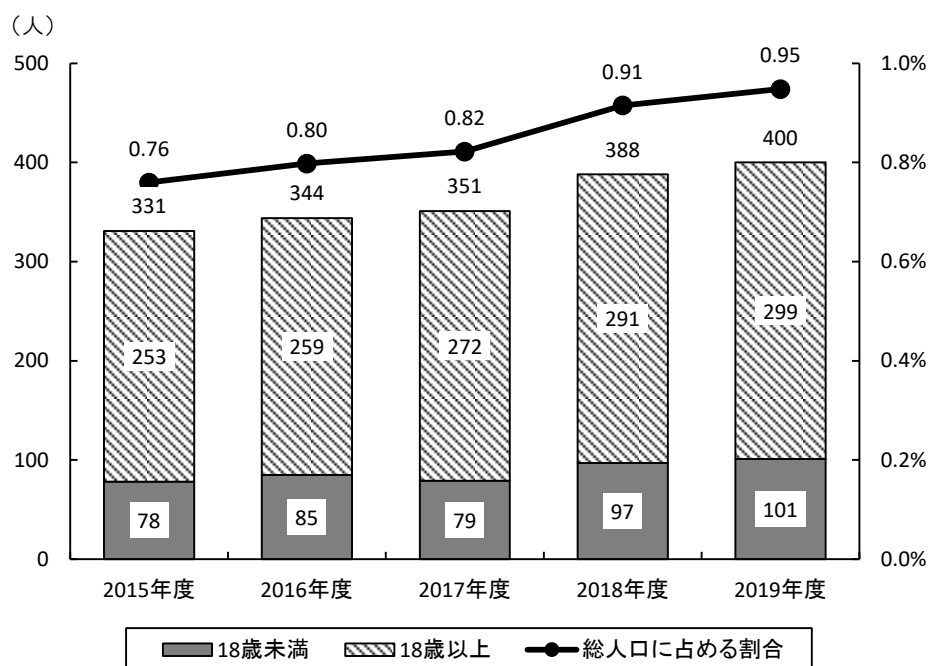
資料：市社会福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数は、2015年度以降増加傾向にあり、2019年度は400人となっています。

程度別にみると、2019年度末現在、Cが137人と最も多くなっています。

図表 療育手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



(単位：人)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
程度別	④	70	70	69	77	75
	A	78	81	79	82	86
	B	81	85	89	99	102
	C	102	108	114	130	137
合計		331	344	351	388	400

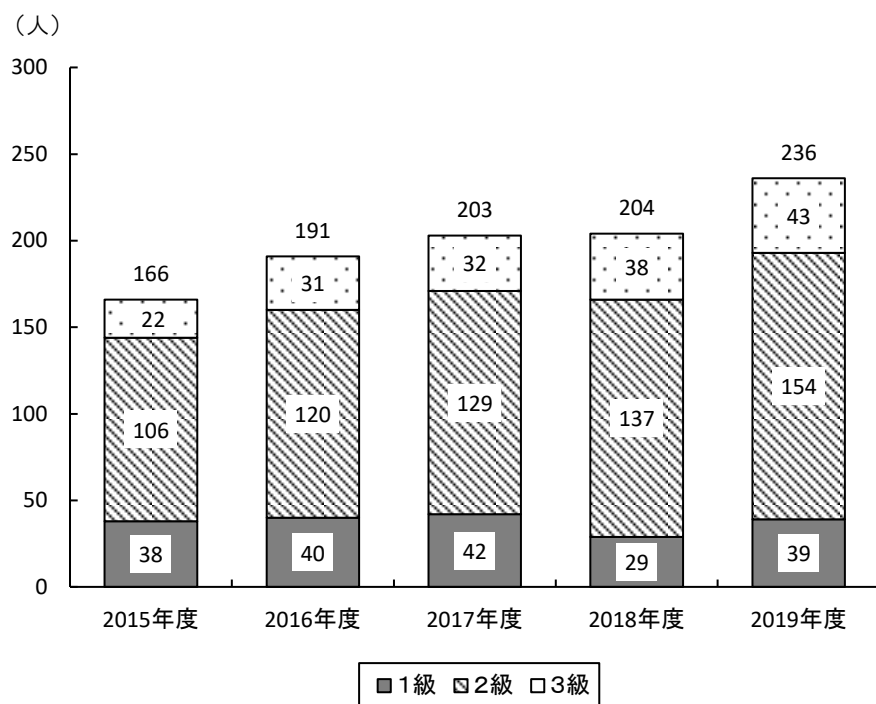
資料：市社会福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2015年度以降増加傾向にあります。

等級別にみると、2019年度末現在、2級が154人と最も多くなっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：市社会福祉課（各年度末現在）

3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

市内で障害者及び障害児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

図表 障害福祉サービス提供事業所

サービス項目	事業所数（か所）	定員（人）
居宅介護	2	
重度訪問介護	1	
同行援護	1	
行動援護	1	
重度障害者等包括支援	0	
生活介護	6	
自立訓練（機能訓練）	1	
自立訓練（生活訓練）	1	
就労移行支援	4	
就労継続支援A型	3	
就労継続支援B型	6	
就労定着支援	0	
療養介護	0	
短期入所（福祉型・医療型）	4	
自立生活援助	0	
共同生活援助	4	
地域生活支援拠点等	0	
施設入所支援	4	
計画相談支援	7	
地域移行支援	0	
地域定着支援	0	
児童発達支援	1	
医療型児童発達支援	0	
放課後等デイサービス	5	
保育所等訪問支援	0	
居宅訪問型児童発達支援	0	
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0	
障害児相談支援	6	

資料：茨城県指定事業所一覧（令和2年12月1日現在）

(参考) 障害福祉サービスについて

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障害・精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者や精神障害者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障害者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

サービス名	内容
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能をもつ場所のことです。
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援	施設等に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障害児に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、重症心身障害児及びその家族が地域で生き生きと暮らせるよう支援を行います。
ペアレントメンター	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

(2) 地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

図表 地域生活支援事業提供事業所の状況

【必須事業】

事業項目	事業所数（か所）	備考
理解促進研修・啓発事業	-	
自発的活動支援事業	-	
相談支援事業	6	
成年後見制度利用支援事業	-	
成年後見制度法人後見支援事業	-	
意思疎通支援事業	-	
日常生活用具給付等事業	-	
手話奉仕員養成研修事業	-	
移動支援事業	-	
地域活動支援センター機能強化事業	3	

(参考) 地域生活支援事業について

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障害者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

(3) 相談支援

障害に関する市内の相談支援事業所は下表のとおりです。

図表 相談支援事業所

事業所区分	事業所数（か所）
指定一般相談支援事業所	-
指定特定相談支援事業所	7
指定障害児相談支援事業所	6

資料：茨城県指定事業所一覧（令和2年11月1日現在）

4 アンケート調査の概要

(1) 調査概要

障害のある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障害のある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。調査概要は、以下のとおりです。

○調査対象：市内に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方 1,500 人（無作為抽出）

○調査期間：2020 年8月15日～9月13日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回答数：配布数 1,500 票、回答数 845 票（回答率 56.3%）

○調査内容：

①日常生活について	⑤障害福祉サービスについて
②社会参加について	⑥相談体制について
③就労について	⑦情報収集について
④障害のある方に対する理解について	⑧災害時の避難・対策について

○調査結果の表記等について：

- ・比率は全て百分率で表し、小数点第2位以下を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者の数は、アンケート調査内での回答による数のため、回収数と回答者数は一致していません。

(2) 調査結果

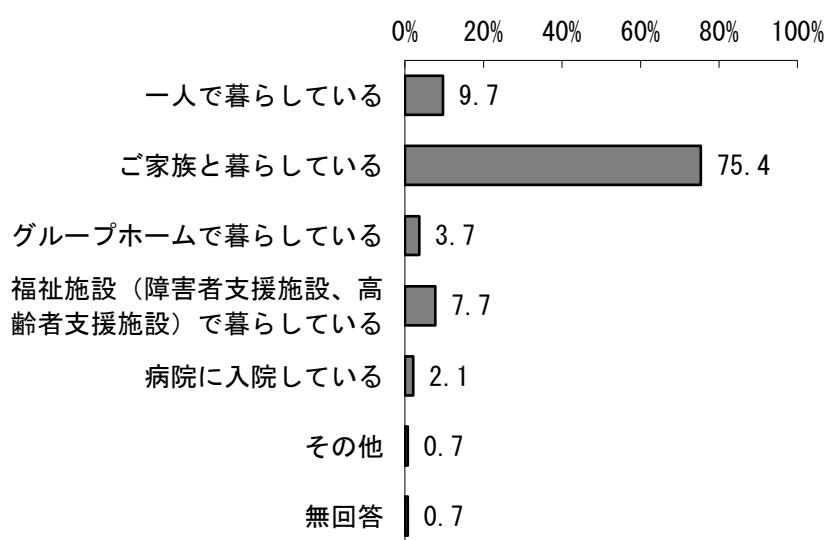
①日常生活について

現在同居している人をみると、「ご家族と暮らしている」が75.4%と最も高くなっています。

属性別にみると、19歳以下では全員が「ご家族と暮らしている」と回答しており、20代では全員が「一人で暮らしている」又は「ご家族と暮らしている」と回答しています。療育手帳をお持ちの方、発達障害の方、高次脳機能障害の方では、「一人で暮らしている」の割合が他の障害に比べ低い傾向がみられます。

図表 現在同居している人

n=845

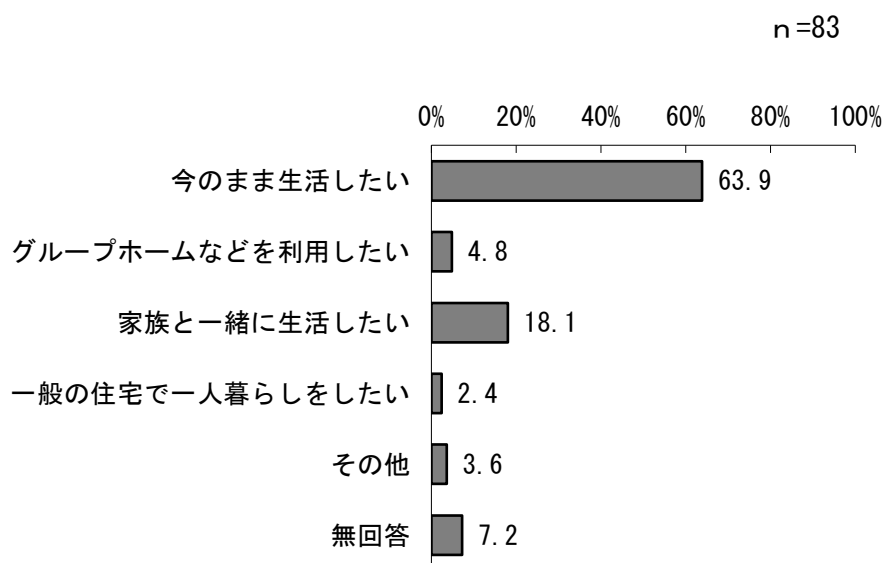


		合計	一人で暮らしている	ご家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
全体		845	9.7	75.4	3.7	7.7	2.1	0.7	0.7
性別	男性	450	10.4	74.2	2.7	9.1	2.2	0.4	0.9
	女性	385	8.8	76.6	4.9	6.2	2.1	1.0	0.3
年齢	19歳以下	16	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳	26	7.7	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～39歳	58	3.4	89.7	3.4	0.0	3.4	0.0	0.0
	40～49歳	98	5.1	85.7	2.0	4.1	3.1	0.0	0.0
	50～59歳	96	12.5	66.7	7.3	8.3	2.1	2.1	1.0
	60～64歳	68	8.8	75.0	2.9	11.8	1.5	0.0	0.0
	65歳以上	470	11.5	71.7	3.8	9.4	1.9	0.9	0.9
障害種別	身体障害者手帳	556	10.4	73.2	3.8	8.3	2.5	0.9	0.9
	療育手帳	87	5.7	83.9	2.3	4.6	3.4	0.0	0.0
	精神障害者保健福祉手帳	113	10.6	67.3	7.1	10.6	3.5	0.9	0.0
	難病の認定	131	9.2	83.2	1.5	2.3	2.3	0.8	0.8
	発達障害の診断	65	4.6	90.8	0.0	1.5	1.5	1.5	0.0
	高次脳機能障害の診断	41	4.9	56.1	9.8	17.1	9.8	2.4	0.0

今後暮らしたいところをみると、「今のまま生活したい」が 63.9%と最も高くなっています。

属性別にみると、回答者の人数が少ないことに留意する必要がありますが、30～40代で「家族と一緒に生活したい」の割合が他の年齢より高い傾向がみられます。また、療育手帳をお持ちの方、発達障害の方では「グループホームなどを利用したい」の割合が他の障害に比べ高い傾向がみられます。

図表 今後暮らしたいところ

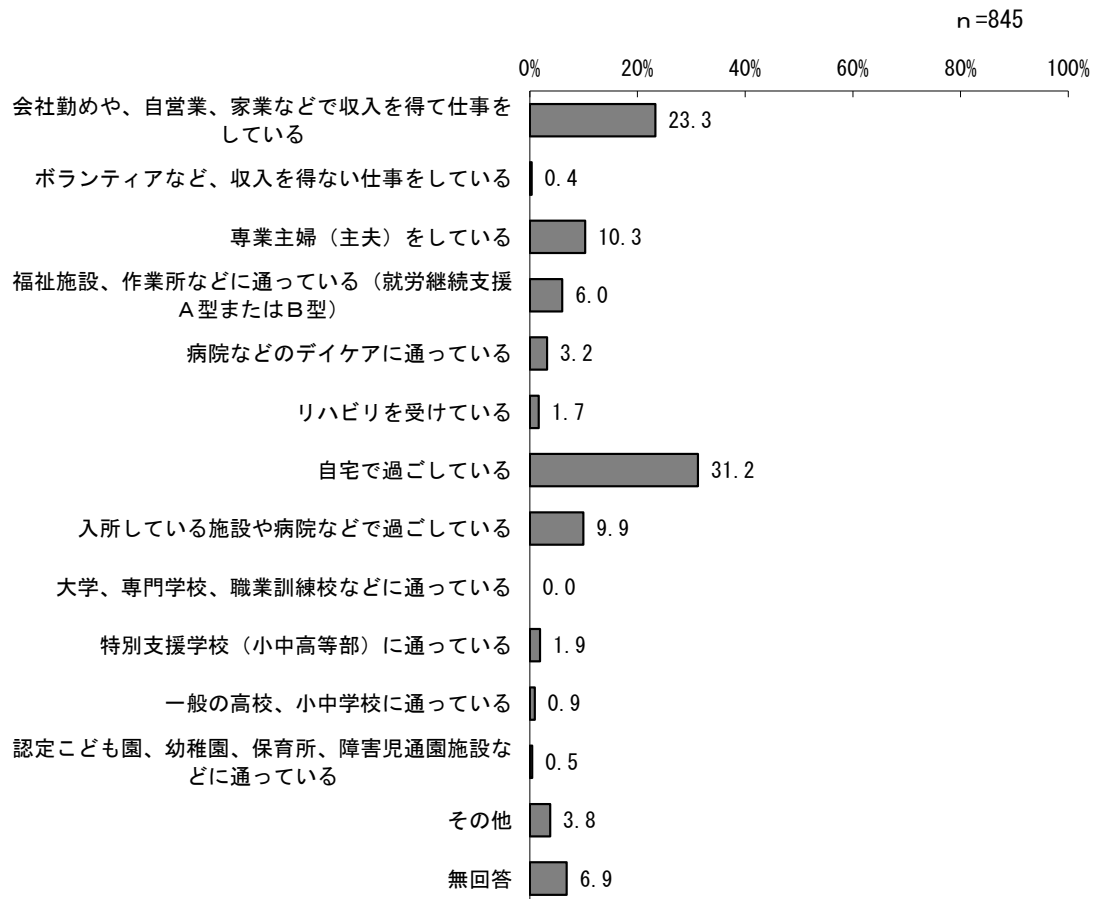


		合計	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
全体		83	63.9	4.8	18.1	2.4	3.6	7.2
性別	男性	51	62.7	3.9	13.7	3.9	3.9	11.8
	女性	32	65.6	6.3	25.0	0.0	3.1	0.0
年齢	19歳以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～39歳	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	40～49歳	7	14.3	28.6	42.9	0.0	0.0	14.3
	50～59歳	10	70.0	0.0	20.0	0.0	0.0	10.0
	60～64歳	9	66.7	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0
障害種別	65歳以上	53	71.7	1.9	11.3	1.9	5.7	7.5
	身体障害者手帳	60	63.3	5.0	20.0	3.3	3.3	5.0
	療育手帳	7	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	14.3
	精神障害者保健福祉手帳	16	75.0	6.3	12.5	0.0	0.0	6.3
	難病の認定	6	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3
	発達障害の診断	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害の診断	11	72.7	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0

②社会参加について

平日の日中の過ごし方をみると、「自宅で過ごしている」が31.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が23.3%となっています。

図表 平日の日中の過ごし方



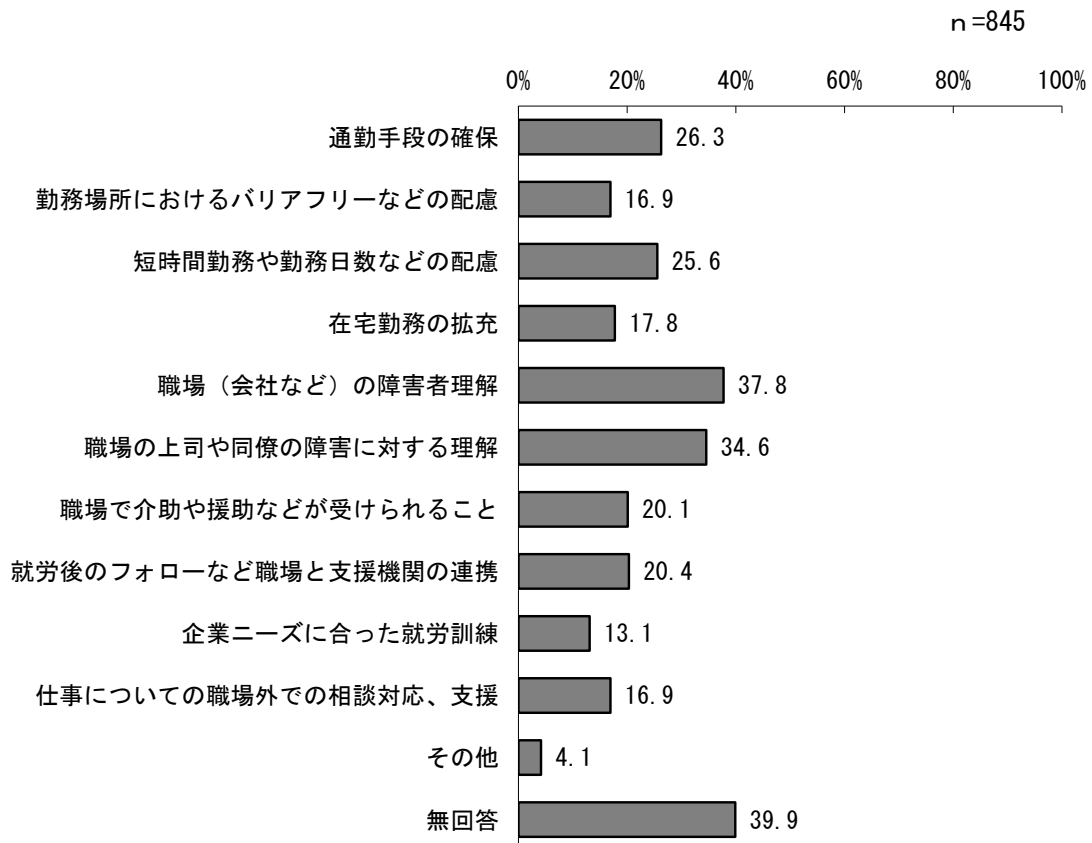
属性別にみると、20代・30代では「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型またはB型）」の割合が他の年齢より高い傾向にあります。また、難病の方では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が高い傾向にあり、高次脳機能障害の方では、「入所している施設や病院などで過ごしている」の割合が他の障害に比べ高い傾向がみられます。

	合計	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型またはB型）	病院などのデイケアに通っている	リハビリを受けている	自宅で過ごしている
全体	845	23.3	0.4	10.3	6.0	3.2	1.7	31.2
性別								
男性	450	28.7	0.2	3.3	5.6	3.3	1.6	33.8
女性	385	17.4	0.5	17.9	6.8	3.1	1.8	28.3
年齢								
19歳以下	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
20～29歳	26	26.9	0.0	3.8	30.8	0.0	0.0	19.2
30～39歳	58	34.5	0.0	12.1	25.9	5.2	1.7	12.1
40～49歳	98	44.9	0.0	6.1	7.1	5.1	1.0	17.3
50～59歳	96	40.6	0.0	7.3	8.3	2.1	1.0	16.7
60～64歳	68	33.8	0.0	16.2	4.4	5.9	2.9	17.6
65歳以上	470	13.4	0.6	11.1	2.1	2.8	1.7	43.2
障害種別								
身体障害者手帳	556	21.0	0.4	11.3	2.9	3.1	1.8	36.9
療育手帳	87	16.1	0.0	3.4	31.0	1.1	1.1	6.9
精神障害者保健福祉手帳	113	15.0	0.0	5.3	15.0	7.1	0.9	33.6
難病の認定	131	30.5	0.0	12.2	3.1	2.3	3.1	28.2
発達障害の診断	65	7.7	0.0	4.6	24.6	3.1	3.1	16.9
高次脳機能障害の診断	41	14.6	0.0	4.9	2.4	7.3	2.4	24.4
合計								
	845	9.9	0.0	1.9	0.9	0.5	3.8	6.9
性別								
男性	450	10.4	0.0	1.8	1.1	0.2	3.6	6.4
女性	385	9.6	0.0	2.1	0.5	0.8	4.2	7.0
年齢								
19歳以下	16	0.0	0.0	43.8	25.0	12.5	12.5	0.0
20～29歳	26	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	11.5	3.8
30～39歳	58	5.2	0.0	0.0	1.7	1.7	0.0	0.0
40～49歳	98	7.1	0.0	6.1	1.0	1.0	2.0	1.0
50～59歳	96	11.5	0.0	1.0	1.0	0.0	3.1	7.3
60～64歳	68	14.7	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	2.9
65歳以上	470	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	9.6
障害種別								
身体障害者手帳	556	10.6	0.0	0.7	0.2	0.0	3.6	7.6
療育手帳	87	6.9	0.0	14.9	5.7	3.4	8.0	1.1
精神障害者保健福祉手帳	113	13.3	0.0	0.9	0.9	0.0	2.7	5.3
難病の認定	131	6.1	0.0	0.8	0.0	0.0	3.8	9.9
発達障害の診断	65	4.6	0.0	20.0	7.7	3.1	4.6	0.0
高次脳機能障害の診断	41	34.1	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	2.4

③就労について

障害者への就労支援として必要なことをみると、「職場（会社など）の障害者理解」が 37.8%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が 34.6%となっています。

図表 障害者への就労支援として必要なこと



属性別にみると、40代以下と療育手帳をお持ちの方、発達障害の方では「職場（会社など）の障害者理解」「職場の上司や同僚の障害に対する理解」の割合が半数を超えています。

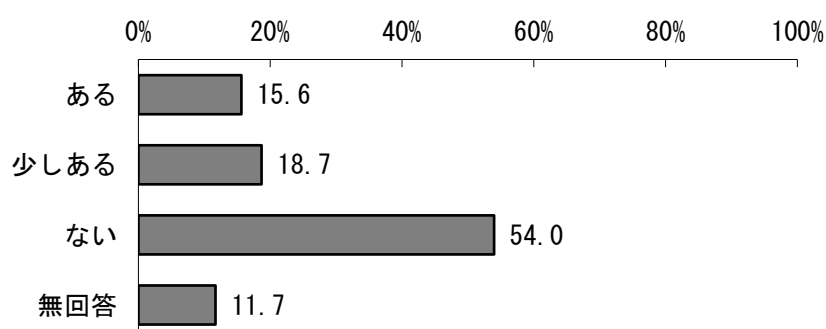
		合計	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数などの配慮	在宅勤務の拡充	職場（会社など）の障害者理解	職場の上司や同僚の障害に対する理解
全体		845	26.3	16.9	25.6	17.8	37.8	34.6
性別	男性	450	26.9	16.4	24.2	17.1	36.0	34.9
	女性	385	26.2	17.9	27.5	18.7	40.3	34.5
年齢	19歳以下	16	68.8	31.3	37.5	31.3	87.5	93.8
	20～29歳	26	53.8	19.2	53.8	38.5	92.3	84.6
	30～39歳	58	36.2	13.8	46.6	36.2	62.1	58.6
	40～49歳	98	34.7	20.4	39.8	25.5	59.2	60.2
	50～59歳	96	37.5	21.9	29.2	26.0	51.0	38.5
	60～64歳	68	32.4	25.0	33.8	19.1	42.6	38.2
	65歳以上	470	17.7	14.0	16.8	10.4	22.8	20.6
障害種別	身体障害者手帳	556	21.0	16.2	22.1	15.6	31.7	28.2
	療育手帳	87	42.5	10.3	32.2	14.9	72.4	60.9
	精神障害者保健福祉手帳	113	30.1	11.5	34.5	23.9	43.4	42.5
	難病の認定	131	30.5	25.2	29.0	16.0	38.2	37.4
	発達障害の診断 高次脳機能障害の診断	65 41	44.6 31.7	13.8 19.5	35.4 34.1	26.2 9.8	60.0 41.5	58.5 29.3
		合計	職場で介助や援助などが受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体		845	20.1	20.4	13.1	16.9	4.1	39.9
性別	男性	450	18.9	19.3	12.2	14.7	5.6	38.0
	女性	385	21.8	21.8	14.3	19.7	2.6	41.3
年齢	19歳以下	16	81.3	68.8	50.0	56.3	6.3	6.3
	20～29歳	26	50.0	38.5	30.8	42.3	0.0	3.8
	30～39歳	58	19.0	41.4	19.0	37.9	3.4	6.9
	40～49歳	98	24.5	35.7	21.4	26.5	6.1	19.4
	50～59歳	96	21.9	28.1	16.7	20.8	5.2	21.9
	60～64歳	68	25.0	22.1	13.2	17.6	4.4	26.5
	65歳以上	470	15.1	10.4	7.7	8.7	3.8	56.2
障害種別	身体障害者手帳	556	17.3	16.0	10.1	11.0	4.3	46.8
	療育手帳	87	41.4	41.4	23.0	41.4	3.4	14.9
	精神障害者保健福祉手帳	113	14.2	26.5	13.3	25.7	4.4	31.0
	難病の認定	131	22.1	21.4	16.8	20.6	6.1	39.7
	発達障害の診断 高次脳機能障害の診断	65 41	35.4 22.0	43.1 19.5	33.8 7.3	43.1 14.6	7.7 9.8	18.5 29.3

④障害のある方に対する理解について

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無をみると、「ない」が54.0%となっていますが、「ある」「少しある」を合わせた『ある』は34.3%となっています。

属性別にみると、20代、発達障害の方では半数近くが「ある」と回答しています。

図表 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）こと
n=845

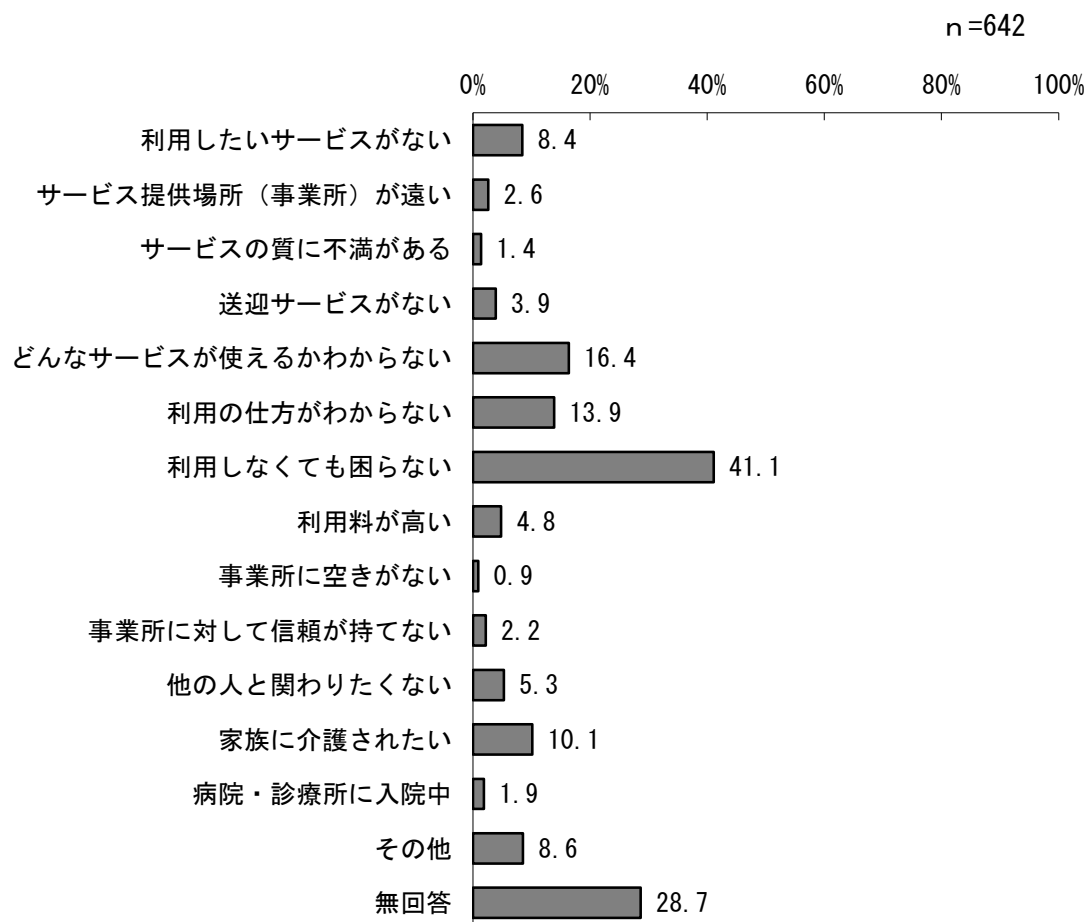


		合計	ある	少しある	ない	無回答
全体		845	15.6	18.7	54.0	11.7
性別	男性	450	16.2	18.7	56.2	8.9
	女性	385	15.3	19.2	50.9	14.5
年齢	19歳以下	16	25.0	31.3	37.5	6.3
	20～29歳	26	46.2	26.9	26.9	0.0
	30～39歳	58	29.3	25.9	44.8	0.0
	40～49歳	98	27.6	23.5	42.9	6.1
	50～59歳	96	20.8	22.9	45.8	10.4
	60～64歳	68	14.7	26.5	47.1	11.8
	65歳以上	470	8.5	14.5	62.3	14.7
障害種別	身体障害者手帳	556	13.3	18.0	57.7	11.0
	療育手帳	87	31.0	27.6	35.6	5.7
	精神障害者保健福祉手帳	113	29.2	31.9	30.1	8.8
	難病の認定	131	10.7	15.3	55.0	19.1
	発達障害の診断	65	46.2	24.6	21.5	7.7
	高次脳機能障害の診断	41	26.8	17.1	41.5	14.6

⑤障害福祉サービスについて

障害福祉サービスを利用していない理由をみると、「利用しなくても困らない」が41.1%と最も高く、次いで「どんなサービスが使えるかわからない」が16.4%となっています。

図表 障害福祉サービスを利用していない理由



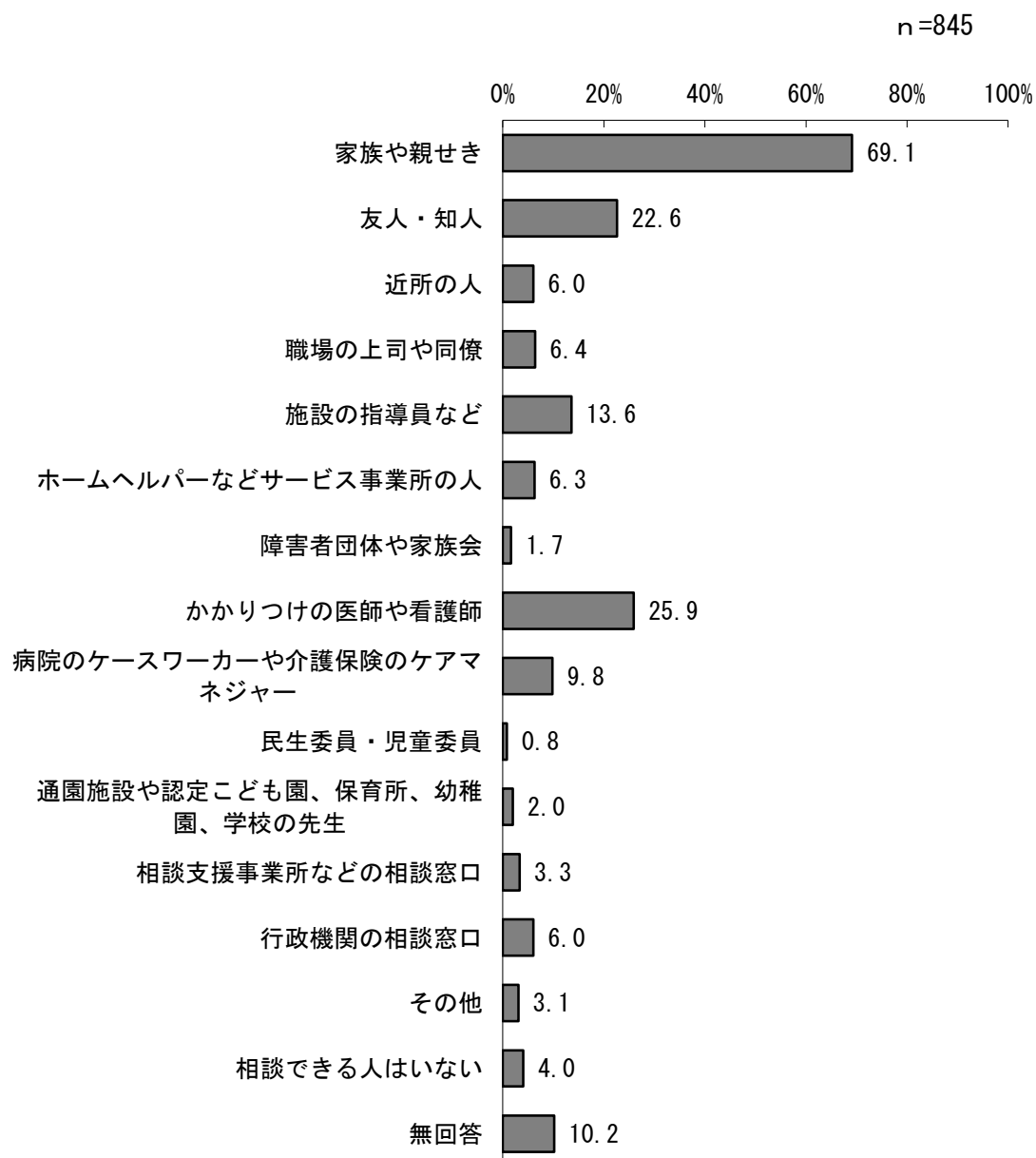
属性別にみると、20代・60代及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、発達障害の方では「利用したいサービスがない」の割合が他の年齢・障害に比べ高い傾向がみられます。また、20～40代では「他の人と関わりたいくない」の割合が他の年齢に比べ高い傾向がみられます。

		合計	利用したいサービスがない	サービスの提供場所(事業所)が遠い	サービスの質に不満がある	送迎サービスがない	どんなサービスが使えないかわからない	利用の仕方がわからない	利用しなくても困らない	利用料が高い
全体		642	8.4	2.6	1.4	3.9	16.4	13.9	41.1	4.8
性別	男性	336	10.7	2.4	1.5	3.0	16.4	13.7	40.2	5.1
	女性	299	6.0	3.0	1.0	5.0	16.4	13.7	42.5	4.7
年齢	19歳以下	16	0.0	6.3	6.3	6.3	18.8	12.5	18.8	6.3
	20～29歳	23	17.4	8.7	8.7	4.3	17.4	17.4	30.4	4.3
	30～39歳	55	12.7	5.5	1.8	9.1	20.0	20.0	36.4	5.5
	40～49歳	88	8.0	4.5	1.1	2.3	15.9	12.5	31.8	3.4
	50～59歳	76	11.8	1.3	0.0	5.3	15.8	11.8	43.4	9.2
	60～64歳	54	14.8	1.9	0.0	5.6	22.2	18.5	51.9	5.6
	65歳以上	322	5.9	1.6	0.9	2.8	14.9	12.4	44.4	3.7
障害種別	身体障害者手帳	409	8.1	2.2	1.2	3.9	17.4	13.7	44.7	4.6
	療育手帳	75	8.0	4.0	2.7	2.7	13.3	10.7	13.3	2.7
	精神障害者保健福祉手帳	89	16.9	7.9	3.4	3.4	14.6	16.9	21.3	7.9
	難病の認定	101	5.0	1.0	1.0	5.0	13.9	16.8	47.5	5.0
	発達障害の診断	56	12.5	7.1	5.4	5.4	21.4	16.1	8.9	8.9
	高次脳機能障害の診断	31	9.7	6.5	9.7	12.9	25.8	12.9	19.4	6.5
		合計	事業所に空きがない	事業所に対して信頼が持てない	他の人と関わりたいくない	家族に介護された	病院・診療所に入院中	その他	無回答	
全体		642	0.9	2.2	5.3	10.1	1.9	8.6	28.7	
性別	男性	336	0.9	2.4	2.7	7.1	1.2	11.3	27.7	
	女性	299	1.0	2.0	8.4	13.4	2.7	5.7	29.4	
年齢	19歳以下	16	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3	50.0	
	20～29歳	23	0.0	8.7	13.0	13.0	0.0	8.7	43.5	
	30～39歳	55	1.8	5.5	9.1	10.9	1.8	7.3	23.6	
	40～49歳	88	2.3	3.4	12.5	4.5	1.1	4.5	33.0	
	50～59歳	76	0.0	1.3	3.9	7.9	1.3	9.2	25.0	
	60～64歳	54	1.9	1.9	1.9	0.0	1.9	5.6	24.1	
	65歳以上	322	0.6	1.2	3.1	13.4	2.2	10.6	27.6	
障害種別	身体障害者手帳	409	0.7	2.0	4.2	11.7	2.0	7.8	25.4	
	療育手帳	75	1.3	1.3	4.0	9.3	4.0	8.0	60.0	
	精神障害者保健福祉手帳	89	1.1	6.7	16.9	7.9	3.4	4.5	39.3	
	難病の認定	101	0.0	3.0	2.0	9.9	1.0	9.9	22.8	
	発達障害の診断	56	0.0	5.4	7.1	8.9	1.8	5.4	57.1	
	高次脳機能障害の診断	31	3.2	3.2	6.5	6.5	9.7	3.2	41.9	

◎相談体制について

悩みや困ったことの相談先をみると「家族や親せき」が69.1%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.9%となっています。

図表 悩みや困ったことの相談先



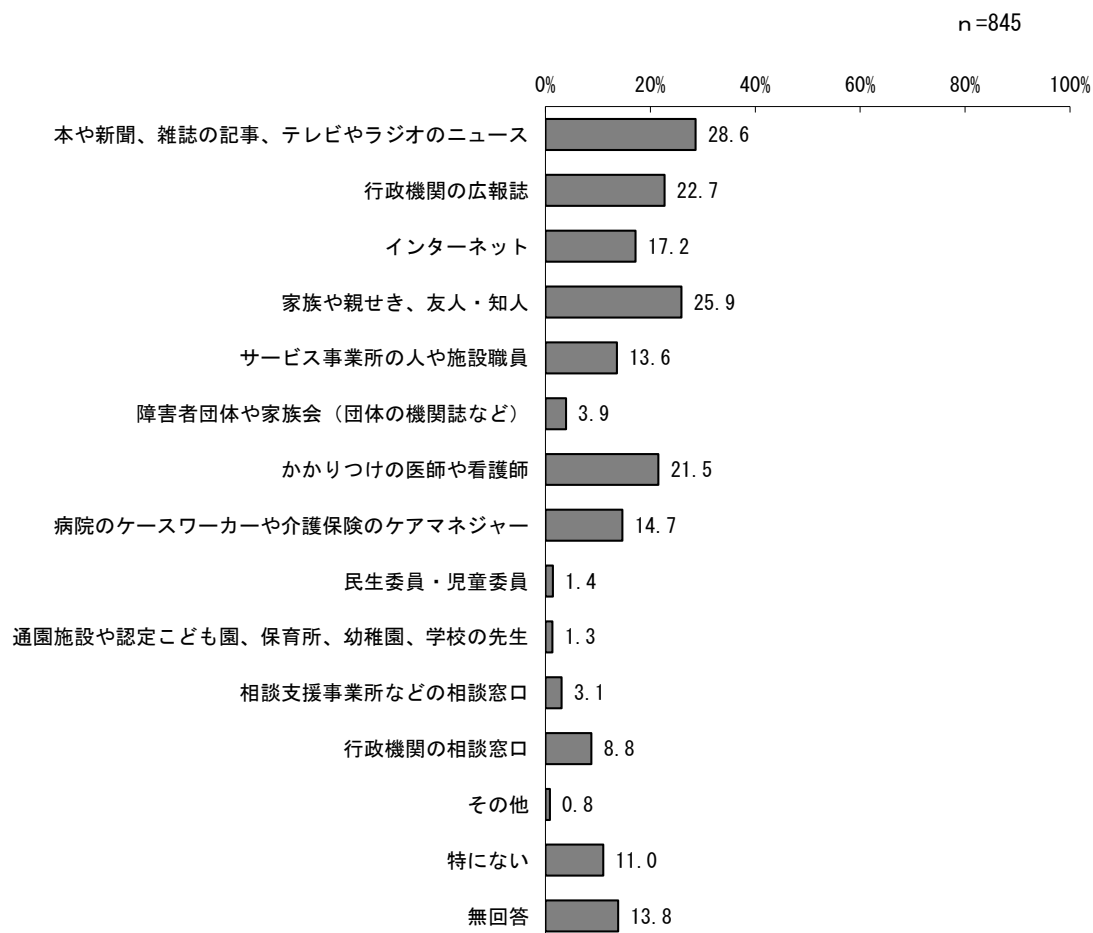
属性別にみると、19歳以下では「通園施設や認定こども園、保育所、幼稚園、学校の先生」「相談支援事業所などの相談窓口」の割合が他の年齢より高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、高次脳機能障害の方では、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の割合が他の障害に比べ高い傾向にあるほか、療育手帳をお持ちの方、発達障害の方では「相談支援事業所などの相談窓口」の割合が高い傾向にあります。

		合計	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障害者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師
全体		845	69.1	22.6	6.0	6.4	13.6	6.3	1.7	25.9
性別	男性	450	64.9	17.1	5.1	6.9	13.1	6.0	0.7	26.0
	女性	385	74.8	29.4	7.3	5.7	14.5	6.8	2.9	26.2
年齢	19歳以下	16	81.3	31.3	0.0	0.0	31.3	6.3	0.0	37.5
	20～29歳	26	80.8	19.2	0.0	19.2	42.3	3.8	3.8	26.9
	30～39歳	58	69.0	25.9	6.9	10.3	20.7	3.4	5.2	34.5
	40～49歳	98	81.6	29.6	6.1	12.2	16.3	4.1	3.1	38.8
	50～59歳	96	66.7	28.1	2.1	15.6	11.5	4.2	2.1	26.0
	60～64歳	68	76.5	23.5	8.8	10.3	17.6	1.5	1.5	30.9
	65歳以上	470	65.5	19.6	6.8	1.5	10.0	8.1	0.9	21.5
障害種別	身体障害者手帳	556	69.6	23.2	7.2	5.4	9.9	6.8	0.9	24.3
	療育手帳	87	69.0	20.7	4.6	6.9	41.4	5.7	5.7	27.6
	精神障害者保健福祉手帳	113	61.1	20.4	4.4	8.0	26.5	7.1	1.8	40.7
	難病の認定	131	76.3	29.0	3.8	7.6	9.2	6.9	0.8	32.1
	発達障害の診断	65	69.2	23.1	4.6	6.2	38.5	3.1	4.6	30.8
	高次脳機能障害の診断	41	56.1	17.1	2.4	7.3	22.0	7.3	2.4	24.4
		合計	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	通園施設や認定こども園、保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	相談できない人はいない	無回答
全体		845	9.8	0.8	2.0	3.3	6.0	3.1	4.0	10.2
性別	男性	450	10.2	1.3	2.4	2.4	7.6	3.6	5.1	12.0
	女性	385	9.4	0.3	1.6	4.4	4.2	2.6	2.9	7.3
年齢	19歳以下	16	0.0	0.0	37.5	31.3	0.0	6.3	0.0	0.0
	20～29歳	26	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	7.7	3.8	0.0
	30～39歳	58	6.9	0.0	5.2	12.1	5.2	5.2	8.6	1.7
	40～49歳	98	6.1	2.0	6.1	4.1	6.1	3.1	2.0	4.1
	50～59歳	96	6.3	1.0	2.1	3.1	6.3	6.3	5.2	5.2
	60～64歳	68	10.3	0.0	0.0	1.5	5.9	4.4	4.4	5.9
	65歳以上	470	12.6	0.9	0.0	1.5	6.4	1.7	3.8	14.5
障害種別	身体障害者手帳	556	10.4	0.9	0.4	1.1	5.4	2.9	4.1	12.4
	療育手帳	87	4.6	0.0	11.5	17.2	4.6	4.6	3.4	4.6
	精神障害者保健福祉手帳	113	13.3	1.8	1.8	5.3	8.0	5.3	3.5	6.2
	難病の認定	131	9.2	0.8	0.0	3.1	4.6	2.3	2.3	8.4
	発達障害の診断	65	6.2	0.0	12.3	20.0	4.6	6.2	6.2	6.2
	高次脳機能障害の診断	41	14.6	0.0	0.0	0.0	4.9	4.9	7.3	7.3

⑦情報収集について

福祉に関する情報の入手方法をみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 28.6%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 25.9%となっています。

図表 福祉に関する情報の入手方法



属性別にみると、年齢が若いほど「インターネット」の割合が高くなる傾向がみられます。療育手帳をお持ちの方や発達障害の方では、「障害者団体や家族会（団体の機関誌など）の割合が他の障害に比べ高い傾向にあり、高次脳機能障害の方では、他の障害に比べ「行政機関の広報誌」「インターネット」の割合が低く、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の割合が高い傾向がみられます。

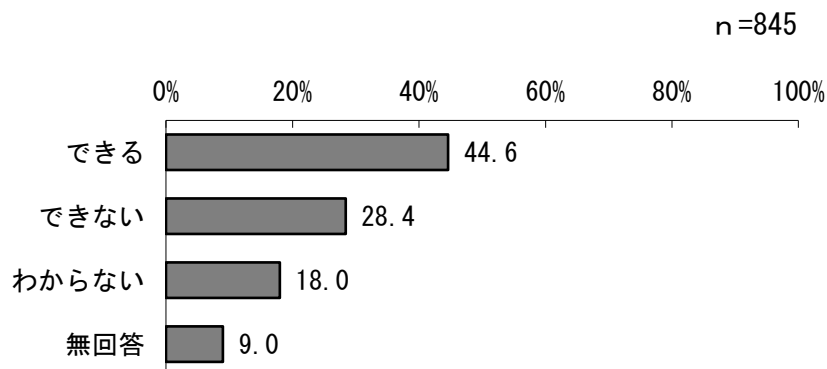
	合計	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー
全体	845	28.6	22.7	17.2	25.9	13.6	3.9	21.5	14.7
性別									
男性	450	26.2	23.1	18.4	23.6	12.7	3.8	22.7	15.1
女性	385	31.4	22.6	15.8	28.6	14.8	4.2	20.3	14.3
年齢									
19歳以下	16	25.0	6.3	31.3	37.5	50.0	0.0	18.8	0.0
20～29歳	26	15.4	15.4	42.3	50.0	30.8	11.5	23.1	0.0
30～39歳	58	27.6	24.1	41.4	27.6	22.4	8.6	22.4	6.9
40～49歳	98	31.6	21.4	36.7	23.5	10.2	7.1	29.6	10.2
50～59歳	96	30.2	13.5	29.2	20.8	9.4	5.2	27.1	13.5
60～64歳	68	38.2	25.0	19.1	25.0	17.6	2.9	17.6	13.2
65歳以上	470	27.2	25.7	5.7	25.7	11.3	2.3	18.9	18.5
障害種別									
身体障害者手帳	556	28.2	22.8	13.3	25.5	12.6	2.0	23.9	16.7
療育手帳	87	21.8	20.7	21.8	26.4	35.6	16.1	18.4	8.0
精神障害者保健福祉手帳	113	32.7	16.8	23.9	28.3	15.9	6.2	31.0	19.5
難病の認定	131	33.6	26.7	25.2	21.4	9.9	2.3	21.4	14.5
発達障害の診断	65	26.2	20.0	32.3	32.3	33.8	16.9	23.1	9.2
高次脳機能障害の診断	41	24.4	7.3	7.3	29.3	17.1	0.0	22.0	22.0
	合計	民生委員・児童委員	通園施設や認定子ども園、保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	特になし	無回答	
全体	845	1.4	1.3	3.1	8.8	0.8	11.0	13.8	
性別									
男性	450	1.8	1.1	1.8	10.7	0.7	10.9	13.8	
女性	385	1.0	1.6	4.7	6.8	1.0	11.4	13.0	
年齢									
19歳以下	16	0.0	18.8	25.0	6.3	0.0	0.0	0.0	
20～29歳	26	0.0	0.0	7.7	3.8	3.8	7.7	7.7	
30～39歳	58	0.0	1.7	8.6	15.5	3.4	12.1	5.2	
40～49歳	98	2.0	5.1	4.1	13.3	0.0	11.2	6.1	
50～59歳	96	1.0	2.1	4.2	6.3	1.0	9.4	10.4	
60～64歳	68	1.5	0.0	0.0	7.4	1.5	11.8	13.2	
65歳以上	470	1.7	0.0	1.5	8.3	0.4	11.9	17.2	
障害種別									
身体障害者手帳	556	1.4	0.4	2.0	8.3	0.7	11.3	16.2	
療育手帳	87	1.1	9.2	13.8	12.6	1.1	6.9	11.5	
精神障害者保健福祉手帳	113	1.8	0.9	8.0	11.5	0.9	9.7	8.8	
難病の認定	131	1.5	0.8	2.3	11.5	0.8	9.2	11.5	
発達障害の診断	65	0.0	9.2	20.0	10.8	0.0	3.1	13.8	
高次脳機能障害の診断	41	0.0	0.0	2.4	4.9	2.4	9.8	17.1	

⑧災害時の避難・対策について

災害等の緊急時の一人での避難をみると、「できる」が 44.6%となっていますが、「できない」が 28.4%、「わからない」が 18.0%となっています。

属性別にみると、19 歳以下では他の年齢に比べ「できる」の割合が低く、「できない」の割合が高くなっています。

図表 災害等の緊急時の一人での避難

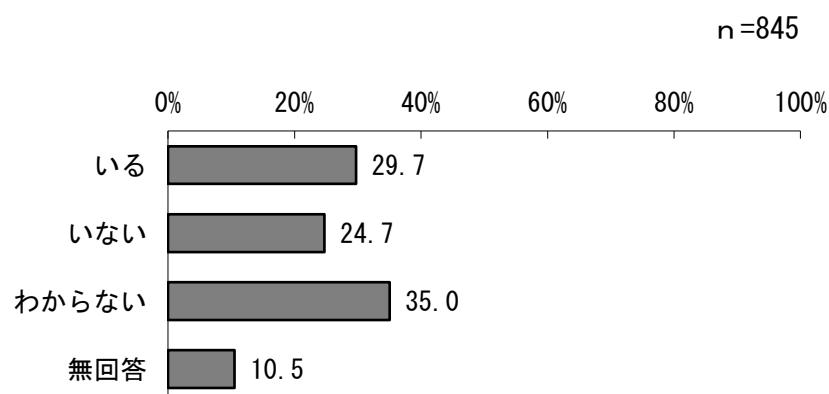


	合計	できる	できない	わからない	無回答
全体	845	44.6	28.4	18.0	9.0
男性	450	51.1	22.2	17.6	9.1
女性	385	37.1	36.1	18.7	8.1
19歳以下	16	12.5	62.5	25.0	0.0
20～29歳	26	30.8	42.3	26.9	0.0
30～39歳	58	46.6	24.1	24.1	5.2
40～49歳	98	59.2	22.4	13.3	5.1
50～59歳	96	46.9	26.0	21.9	5.2
60～64歳	68	54.4	16.2	17.6	11.8
65歳以上	470	41.9	30.2	17.0	10.9
身体障害者手帳	556	41.9	30.0	16.7	11.3
療育手帳	87	18.4	49.4	29.9	2.3
精神障害者保健福祉手帳	113	42.5	25.7	24.8	7.1
難病の認定	131	53.4	24.4	11.5	10.7
発達障害の診断	65	23.1	46.2	23.1	7.7
高次脳機能障害の診断	41	26.8	43.9	19.5	9.8

災害時に近所で助けてくれる方の有無をみると、「わからない」が35.0%と最も高く、「いる」が29.7%、「いない」が24.7%となっています。

属性別にみると、年齢が若いほど「いない」の割合が高くなる傾向がみられます。また、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、発達障害の方では、他の障害に比べ「いる」の割合がやや低い傾向がみられます。

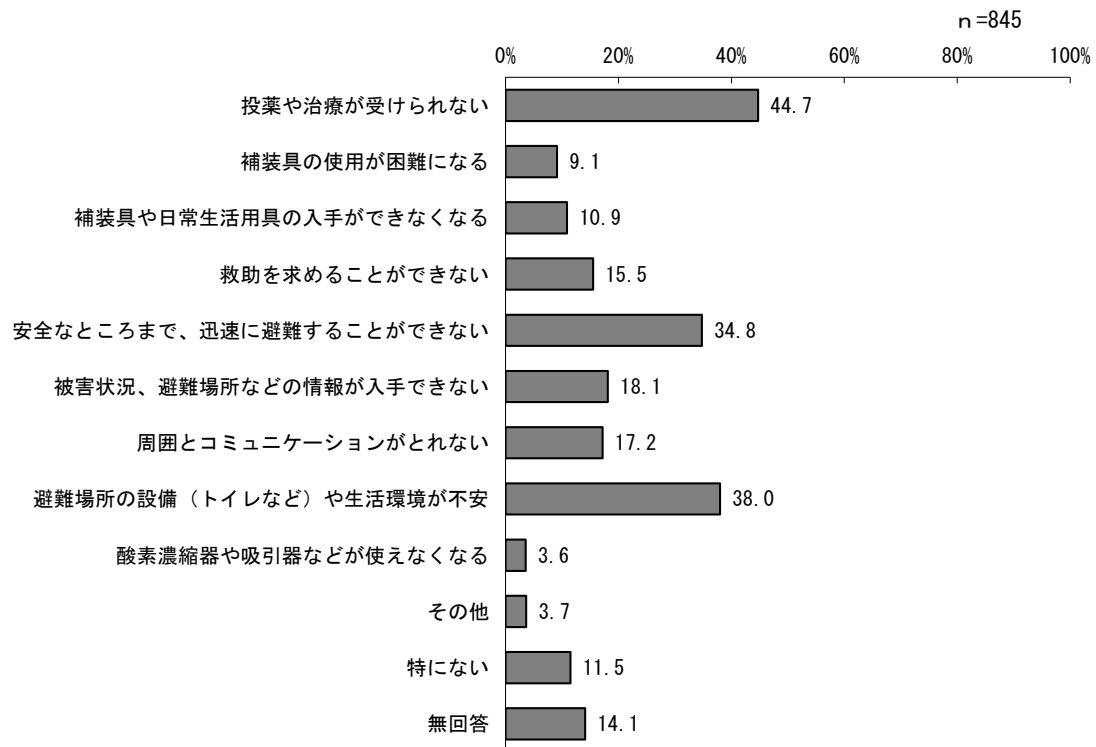
図表 災害時に近所で助けてくれる方の有無



		合計	いる	いない	わからない	無回答
全体		845	29.7	24.7	35.0	10.5
性別	男性	450	28.4	22.0	38.0	11.6
	女性	385	31.2	27.8	32.2	8.8
年齢	19歳以下	16	12.5	43.8	43.8	0.0
	20～29歳	26	15.4	38.5	46.2	0.0
	30～39歳	58	17.2	36.2	41.4	5.2
	40～49歳	98	26.5	38.8	28.6	6.1
	50～59歳	96	31.3	27.1	37.5	4.2
	60～64歳	68	33.8	19.1	36.8	10.3
	65歳以上	470	32.6	19.1	34.3	14.0
障害種別	身体障害者手帳	556	29.1	21.9	36.3	12.6
	療育手帳	87	17.2	42.5	36.8	3.4
	精神障害者保健福祉手帳	113	19.5	40.7	31.9	8.0
	難病の認定	131	35.9	21.4	30.5	12.2
	発達障害の診断	65	18.5	44.6	29.2	7.7
	高次脳機能障害の診断	41	26.8	36.6	26.8	9.8

災害時に困ることをみると、「投薬や治療が受けられない」が 44.7%、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 38.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 34.8%となっています。

図表 災害時に困ること



属性別にみると、女性のほうが男性より「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が高い傾向がみられます。また、療育手帳をお持ちの方、発達障害の方では、「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が他の障害に比べ特に高い傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や高次脳機能障害の方では「投薬や治療が受けられない」の割合が特に高い傾向がみられます。

		合計	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手がなくなる	救助を求められない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体		845	44.7	9.1	10.9	15.5	34.8	18.1
性別	男性	450	42.9	9.8	12.0	12.2	29.6	17.1
	女性	385	47.3	8.6	9.6	19.2	41.3	19.7
年齢	19歳以下	16	43.8	18.8	12.5	56.3	68.8	56.3
	20～29歳	26	50.0	0.0	7.7	34.6	46.2	11.5
	30～39歳	58	43.1	3.4	5.2	29.3	32.8	31.0
	40～49歳	98	50.0	11.2	9.2	17.3	27.6	17.3
	50～59歳	96	50.0	10.4	7.3	16.7	39.6	22.9
	60～64歳	68	54.4	8.8	13.2	4.4	23.5	13.2
	65歳以上	470	41.7	9.4	12.6	11.9	35.5	15.5
障害種別	身体障害者手帳	556	43.9	11.9	14.4	14.6	36.9	17.3
	療育手帳	87	28.7	4.6	6.9	40.2	52.9	36.8
	精神障害者保健福祉手帳	113	66.4	8.0	5.3	20.4	33.6	22.1
	難病の認定	131	55.7	11.5	10.7	10.7	29.8	16.8
	発達障害の診断	65	35.4	12.3	12.3	47.7	53.8	36.9
	高次脳機能障害の診断	41	51.2	22.0	17.1	29.3	48.8	24.4
		合計	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	酸素濃縮器や吸引器などが使えなくなる	その他	特にない	無回答
全体		845	17.2	38.0	3.6	3.7	11.5	14.1
性別	男性	450	15.8	34.4	2.7	2.9	13.1	14.9
	女性	385	19.2	43.1	4.7	4.7	9.9	12.2
年齢	19歳以下	16	56.3	68.8	6.3	12.5	6.3	0.0
	20～29歳	26	53.8	53.8	3.8	0.0	0.0	0.0
	30～39歳	58	48.3	41.4	3.4	3.4	8.6	6.9
	40～49歳	98	23.5	38.8	5.1	6.1	16.3	8.2
	50～59歳	96	17.7	35.4	2.1	4.2	12.5	5.2
	60～64歳	68	5.9	38.2	1.5	7.4	5.9	13.2
	65歳以上	470	10.2	36.6	3.4	2.3	12.3	18.5
障害種別	身体障害者手帳	556	12.4	39.9	4.9	2.9	9.9	15.6
	療育手帳	87	56.3	44.8	6.9	6.9	5.7	6.9
	精神障害者保健福祉手帳	113	29.2	31.0	0.9	3.5	5.3	8.8
	難病の認定	131	13.0	42.7	4.6	5.3	11.5	13.0
	発達障害の診断	65	60.0	41.5	1.5	7.7	4.6	9.2
	高次脳機能障害の診断	41	24.4	26.8	9.8	2.4	4.9	17.1

(3) アンケート調査からみえる課題

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

◆雇用、就労支援について

障害者への就労支援として必要なことについては、障害の種類に関わらず、「職場（会社など）の障害者理解」「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が特に多くなっており、特に回答者の年齢が若いほどこれらの割合が高くなる傾向がみられます。障害や能力に合わせた支援とともに、働く場での障害への理解が必要となります。

◆障害のある人に対する理解について

障害があることで差別や嫌な思いをしたことについては、全体の約3割が「ある」または「少しある」と回答しています。「ある」の割合は年齢が若いほど増える傾向がみられますが、特に20代では約半数が「ある」と回答しています。

障害者に対する差別、偏見はまだ多く残っていると考えられ、こうした差別や偏見等をなくすため、障害や障害のある人に対する正しい理解を深めていくための取組が必要となります。

◆障害福祉サービスについて

障害福祉サービスを利用していない理由として、回答者の約4割が「利用しなくても困らない」と回答していますが、その他の理由では「どんなサービスが使えるかわからない」「利用の仕方が分からない」の割合がそれぞれ15%前後となっています。

障害福祉サービスの利用手続きの方法等について、今後一層の周知を行っていく必要があります。

◆災害時の避難・対策について

災害等の緊急時の一人での避難ができるかについて、約半数が「できない」又は「わからない」と回答しています。特に19歳以下の子どもを含む年代では避難に不安を感じている割合が高い傾向がみられます。

また、近所に助けてくれる方の有無については、「いない」又は「わからない」が約7割にのぼっており、特に知的障害や精神障害の方は「いない」という回答が多くなる傾向がみられます。

障害がある等の理由により緊急時の援護や配慮及び平時からの見守りを必要とする人については、関係団体と連携し、災害時避難行動要支援者名簿の定期的な更新等を行っていく必要があります。

また、災害時に困ることについて、全体の4割強が「投薬や治療が受けられない」と回答していますが、属性別にみると、特に知的障害や発達障害の方では、迅速な避難や周囲とのコミュニケーションについて不安を感じる割合が高い傾向がみられます。

障害の内容等により、災害時に困る事柄は異なる傾向を示しています。災害時等にさまざまな障害や困難を抱えた人を包括的にフォローできるような仕組みを検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

かすみがうら市障害者計画は、障害のある人もない人も、全ての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指しており、その基本理念として、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を掲げています。

また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念の中には、「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援」が掲げられています。

障害者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、援助することが必要です。一方、障害者の生活については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障害者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいをもって暮らせる地域社会の構築を目指す必要があります。

これら理念に基づき、かすみがうら市第6期障害者計画では第5期に引き続き「健やか・安心・思いやりのまちづくり」に向けて取り組みます。

【基本理念】

健やか・安心・思いやりのまちづくり

- 障害のある人や障害のある児童が、生涯を通してその人らしく健やかに安心して暮らしていけるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人の自己決定と自己選択により、自立と地域生活を支え、社会参加を促進できるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人も障害のない人も、共に生きる「共生社会」は、相互の人格と個性を尊重して、支え合い、思いやりと暖かいふれあいに満ちた地域社会です。このような地域共生社会のまちづくりを進めます。

2 基本目標

基本目標1 保健・医療の充実

障害者が安心して暮らせる環境をつくるには、福祉サービスを必要なときに、必要な量を利用できるよう、提供体制を充実させる必要があります。また、福祉サービス事業や医療機関等の連携を強化し、障害者の情報を共有することで医療・福祉の包括ケア体制を推進します。

基本目標2 教育・育成の充実

障害児が健やかに育ち学ぶためには、障害の特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、障害児教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。

また、障害のない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、発達障害のある児童・生徒への対応を推進します。

基本目標3 自立生活の支援

障害者が地域で自立して生活していけるように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーション及び移動に関わる支援を充実するとともに、経済的な基盤や住宅及び在宅サービス等を整備します。

地域における障害者の生活を支えるに当たっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、住民の福祉意識の高揚に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

基本目標4 雇用・就労の促進

障害者の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加したり、仕事に就くことが大切です。そのため、市内事業所や企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、障害者が生きがいをもって暮らせる社会を目指します。

基本目標5 社会参加の促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・推進していきます。

また、障害者の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、活動を通して障害者の社会参加を支援していきます。

基本目標6 住みよいまちづくりの推進

障害者が自由に外出するに当たっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、市内の公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障害者の外出の機会を確保することが重要です。

近年の集中豪雨等による氾濫に備え、障害者の視点に立った防災体制、避難体制の整備が必要です。

また、障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

3 施策体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。

基本理念	基本目標	施策の方向
健やか・安心・思いやりのまちづくり	1 保健・医療の充実	(1)保健事業・障害予防の充実
		(2)こころの病の予防・支援対策の推進
		(3)地域リハビリテーションの充実
	2 教育・育成の充実	(1)障害児の育成支援
		(2)特別支援教育の推進
	3 自立生活の支援	(1)障害福祉サービス等の質の確保
		(2)障害福祉サービス等の基盤整備
		(3)地域生活支援事業の充実
		(4)日常生活を支援する事業の充実
		(5)生活安定・経済的自立の支援
	4 雇用・就労の促進	(1)雇用・就労の場の拡大
		(2)職業リハビリテーションの推進
	5 社会参加の促進	(1)文化・スポーツ活動等の推進
		(2)地域情報提供の充実
	6 住みよいまちづくりの推進	(1)バリアフリーの生活環境整備
		(2)災害時支援・防犯対策の推進
		(3)地域支援体制の整備
		(4)障害のある人への理解の促進

第4章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

障害のある人の健康を維持し、障害を軽減するために、難病対策やリハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害への早期対応を含めて障害の早期発見・早期治療の推進、障害の原因に対応した疾病対策等障害予防の推進に努めるとともに、うつ病など心の病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。

保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークを充実します。

施策の方向	(1) 保健事業・障害予防の充実 (2) こころの病の予防・支援対策の推進 (3) 地域リハビリテーションの充実
-------	--

(1) 保健事業・障害予防の充実

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害をもつことになった人や高齢期で障害のある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

【主な取組】

取組	内容
①乳幼児の各種健診	「4か月児健康診査」から「3歳児健康診査」まで、発達段階に応じた健康診査をはじめ、各種乳幼児健康相談による障害の早期発見のため受診率の向上に努めるとともに、家庭訪問等により未受診者対策を推進します。
②相談体制の充実	各種乳幼児健診後に、障害の疑われる乳幼児に対して医療機関での受診を勧めるとともに、経過観察が必要とされた乳幼児への相談指導体制の充実を図ります。また、保護者の希望により療育施設の紹介や連絡調整等を行います。

取組	内容
③にこにこ教室	主に発達遅れのみられる乳幼児を対象に実施している「にこにこ教室」を拡充するとともに、言語聴覚士等の専門職員を配置し、健診後のフォロー体制の充実に努めます。また、療育施設の不足が大きな課題となっているため、早期療育体制の充実を進めます
④おもちゃ図書館	おもちゃ図書館の活動を推進し、障害児の発達を支援します。より多くの障害児から利用されるよう事業の周知を図ります。
⑤発達相談・指導	保育所（園）・認定こども園の0歳から5歳の乳幼児を対象に子ども未来室所属の専門職が定期的に巡回訪問し、発達相談を実施するとともに、保育士に子どもの発達に関する技術的な支援を行います。また、定期巡回のほか要請による巡回も行います。
⑥特定健康診査・特定保健指導	40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診及び生活習慣病改善を目的とした特定保健指導を実施します。
⑦障害の発生予防	障害の発生予防や介護予防に向けて、心身の健康づくりに関する各種講座等の健康教育や介護予防教室を地域においても実施するなど拡充を図り、専門職の講話や体操を通じて、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及に努めます。
⑧訪問指導等の充実	在宅保健サービスとして必要に応じて家庭を訪問し、健康管理等の相談を行います。
⑨障害者専門の歯科治療	障害児・者の歯科治療として、県の歯科医師会で実施している「土浦歯科治療センター」や地元歯科医師会と連携し、口腔の健康保持・増進を図ります。

（2）こころの病の予防・支援対策の推進

こころの病の問題は誰にも起こりうることから、地域における県の精神保健事業等と連携を進め、特にうつ病についての正しい知識を普及し、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を推進します。

また、精神障害者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。

【主な取組】

取組	内容
①「こころの相談」事業の充実	精神保健福祉士、保健師等がこころの不安をもつ人やその家族を対象に実施している「こころの相談」事業の充実に努めます。
②地域活動支援センター事業の充実	創作的活動又は生産活動の機会の提供など日中過ごす場の確保として地域活動支援センターを活用します。
③グループホーム等の利用促進	退院後の地域生活への地域移行支援のため、グループホーム等の利用促進を図ります。

取組	内容
④訪問系サービスの利用促進	地域生活支援のため、ホームヘルプサービスや訪問介護等、精神障害者を対象とした訪問系サービスの利用促進を図ります。
⑤保健福祉サービスの周知	精神障害者保健福祉手帳の取得や自立支援医療制度の利用等のほか、保健福祉サービス・制度の周知を図るとともに、必要に応じ各種の情報提供や支援施設等との連絡調整を行っていきます。

(3) 地域リハビリテーションの充実

自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、県・保健所と連携して難病患者の特定医療費支給等に関する医療費助成制度を普及します。（注1）

（注1）「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年）また、発達障害や高次脳機能障害のある人への相談・情報提供などの支援、障害についての理解・啓発事業を推進します。

現在のところ、まだまだ社会的認知度が低い障害であるため、身体障害を伴わない場合など、周囲から障害であることを理解してもらえず、誤解を受けることも少なくありません。

【主な取組】

取組	内容
①自立支援医療費の給付	身体に障害のある人や児童の障害の軽減等のために行う医療（更生医療・育成医療）及び精神通院医療の自立支援医療費の適切な給付に努めます。
②県福祉相談センターとの連携	県福祉相談センターで実施している「巡回相談」などの医学的な相談事業の活用を図る等、連携に努めます。
③難病患者の支援	難病患者の支援については、医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、支援の方法について検討していきます。なお、障害者総合支援法の改正により、難病等の方も障害福祉サービス等の利用対象となったため、その周知に努めます。
④高次脳機能障害のある人への支援	高次脳機能障害についての広報等を行うとともに、この障害のある人に向けた相談・情報提供等の支援を行います。
⑤地域リハビリテーションとの連携	県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、当市の地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
⑥保健・福祉と連携した医療	障害を発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等一連の対応を効果的に進めるため、医療・保健・福祉の連携強化のための体制及び早期療養体制の充実について検討していきます。

基本目標2 教育・育成の充実

全ての障害のある児童の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

施策の方向

- (1) 障害児の育成支援
- (2) 特別支援教育の推進

(1) 障害児の育成支援

障害のある児童に対しては、乳幼児健診等による早期発見に努め、できるだけ早期のうち、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるように、障害児保育や地域の療育体制の整備を進めます。身近な地域で支援が受けられるように児童発達支援等「障害児通所支援」の充実を図ります。

また、療育や就学、各種の福祉サービス等の活用に向けて、個別の継続的総合的な支援計画の作成等障害のある児童を対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備を進めるため、

「発達・教育支援センター（仮称）」の設置を検討していきます。

【主な取組】

取組	内容
①保育所の整備促進	保育所において、障害のある児童を受け入れられるよう、保育士などの増員や施設整備等、受け入れ態勢の確保を継続します。
②幼稚園等への要請	私立保育園・認定こども園・幼稚園での障害のある児童の受け入れ態勢の確保を、事業者と連携・協力のもと継続します。
③早期教育推進事業等の利用促進	盲学校、聾学校で実施している0歳児からの「早期教育推進事業」の利用促進を図ります。 また、特別支援学校で実施している、保育園・幼稚園から高等学校に在籍している方が利用できる「特別支援教育地域相談センター」の利用促進を図ります。
④保育士の資質向上	障害児保育を実施するに当たっては、保育士の障害児保育研修などを受講する等、障害児保育の質の向上を図ります。

取組	内容
⑤就学指導の実施	医療機関や保健センター、療育機関その他関係機関等との連携強化を図り、障害の程度、種類に応じ、教育支援委員会を核とした適正な就学指導の実施に努めます。また、発達・教育支援センター（仮称）設置を目標に連携の強化、保護者への総合的な相談支援、保育士と小学校との交流の実施等とともに、一貫した支援情報がわかるよう相談支援ファイル「そだち」を活用し、子どもの健やかな成長に努めます。
⑥専任相談員の配置	専任の教育支援相談員を配置し、定期的に障害のある幼児・児童生徒を対象とした就学相談の充実を図ります。 また、福祉・保健・教育が一体となり、切れ目のない支援体制の確立を目指し、多様な専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士・保健師等）の配置を検討します。
⑦巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報	県の教育委員会が実施している障害児巡回教育相談事業や特別支援学校体験入学等の周知及び利用促進を図ります。 また、幼児・児童の実態を把握し、特別支援学校体験入学等の案内の周知に努めます。
⑧障害児通所支援の充実	身近な地域で支援が受けられるように、児童発達支援、放課後等デイサービス、にこにこ教室を実施します。

(2) 特別支援教育の推進

特別支援学校等との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある児童についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。また、発達障害のある児童を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置に努めるなど特別支援教育を推進します。

障害のある児童が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を促進します（注）。

また、障害のある児童の社会性や豊かな人間性を育成し、地域の人々や子どもたちが障害のある児童に対しての理解を深めるために、地域における自然体験活動等の実施、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を通して特別支援学校や小中学校の児童生徒との相互交流活動を行います。

（注）学校施設バリアフリー化推進指針（平成 16 年 3 月文部科学省）：新規建設の場合には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めること。また、既存施設においても同様に段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要としています。

【主な取組】

取組	内容
①特別支援学級の充実	特別支援学級については、各児童・生徒の教育ニーズを把握するとともに、十分な教員数を確保し、個に応じた指導を行うなど支援の充実を図っていきます。
②障害児の放課後支援対策（学童保育）	障害児の健全育成及び保護者の就労等を支援するため、放課後児童健全育成事業の利用機会の確保を図ります。6年生までの対象範囲の拡大に伴い、障害児童の利用希望がある場合は、可能な限り受入めに努めます。また、受入れのための職員研修等の実施に努めます。
③教員の資質向上	障害児教育に当たる教職員ばかりではなく、全ての教職員に対する特別支援教育の知識・技術の向上を図るとともに、近隣の特別支援学校との連携を図り、専門的なアドバイスのもとに適切な教育を行っていきます。
④学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	学校介助員の配置やスロープ等の設置等障害のある児童・生徒が学校生活を円滑に送れるよう学校介助員の配置や、学校施設や教育関連施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、発達段階に応じた学習を支援できるよう教材教具や機器・設備等の整備を図っていきます。
⑤医療機関との連携	医療機関との連携に努めるなど、障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の充実が図れるよう、関係機関に働きかけていきます。また、一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「そだち」を作成し連携強化に努めます。
⑥教育支援センターの相談事業	市の教育支援センターにおいて実施している、子育てや不登校に関する相談の充実を努め、学校との連携を図りながら相談や不登校復帰支援などを行います。
⑦就労に向けた職業訓練教育及び進路指導	教育課程や職場体験の充実等、就労訓練に結びつく特色ある教育の充実を図るとともに、教育機関・企業・福祉関係者等との連携を強化し、障害者の職域拡大を図るなど、進路指導の充実を努めます。
⑧一貫した指導対応による教育	就学前から卒業後においても、可能な限り一貫した指導対応ができるよう相談支援ファイル「そだち」を利用し、学校間及び関係機関との連携強化に努めます。
⑨体験活動の実施	特別支援学級に在籍する児童・生徒が合同で行う体験活動の充実を努めます。

基本目標3 自立生活の支援

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の計画的充実を図ります。

また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業等を含めて総合的な支援の仕組みの確立を目指します。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービス等の質の確保 (2) 障害福祉サービス等の基盤整備 (3) 地域生活支援事業の充実 (4) 日常生活を支援する事業の充実 (5) 生活安定・経済的自立の支援
-------	--

(1) 障害福祉サービス等の質の確保

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、認定審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。

また、指定事業者等のサービスの質の確保に向けて利用者本位の立場に立って事業運営されるようにします。

自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、就労支援や虐待防止対策等の役割を強化するように図ります。特に、障害のある人への虐待防止対策として、障害者虐待防止法に基づき、市としての取組体制を強化するとともに、自立支援協議会に専門部会の設置を検討するなど相談体制や啓発・広報の充実を図ります。

【主な取組】

取組	内容
①情報提供の充実	障害者が福祉サービスや制度について、変更があっても安心して福祉サービスを利用できるように情報提供の充実を図ります。
②医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制	医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制の充実を図るため、関係機関や市の関係各課等が情報の共有化を図り、あらゆる方面から充実した支援ができるように努めます。
③地域自立支援協議会の充実	相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、就労支援や虐待防止等に関わる関係機関のネットワークを活用して、中核機関としての役割を充実します。また、就労支援、虐待防止、こども支援、地域移行支援等の専門部会の設置を検討します。

取組	内容
④障害者虐待防止対策の推進	「障害者虐待防止法」に基づき、啓発・広報を充実するとともに、相談業務や防止措置についての市の取組体制を強化します。
⑤指定障害福祉サービス事業者等の質的向上	サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」(注)を受けるように進めます。 (注)茨城県福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法の規定により、社会福祉事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的立場から評価するもので、県が事務局となり、「推進機構」を設置して事業を推進しています。
⑥障害支援区分認定・サービス支給決定	認定調査員の調査結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行います。 また、利用者の意向による利用計画に基づき介護給付の支給決定を行います。

(2) 障害福祉サービス等の基盤整備

自立支援給付は、①介護給付費(特例含む)、②訓練等給付費(特例含む)、③サービス利用計画作成費、④高額障害福祉サービス費、⑤特定障害者特別給付費(特例含む)、⑥自立支援医療費、⑦療養介護医療費、⑧基準該当療養介護医療費、⑨補装具費の支給とされており(法第6条)、これらのサービスの円滑な実施を図ります。障害福祉圏域等広域的対応(注)を含めてサービス見込量を確保供給できるように図ります。

(注)障害福祉圏域：茨城県の障害福祉圏域は、茨城県保健医療計画の二次医療圏と同じ圏域とされており、当市は土浦市と石岡市とで「土浦障害福祉圏域」を構成しています。(新しいばらき障害者プラン)

また、これまで、特別支援教育の対象ではなかった高機能自閉症(注意欠陥多動性障害)やLD(学習障害)などの発達障害のある児童・生徒に対して、個々の状態やニーズに対応した教育環境を提供できるよう支援に取り組みます。

【主な取組】

取組	内容
①自立支援給付	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付を行います(別表)。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を行います。
②障害福祉サービスの供給確保	介護給付・訓練等給付サービス必要量を確保・供給できるように、適宜、県及び近隣市町村等と連携して障害福祉圏域等広域的対応を推進します。
③計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用者を対象として、サービス等利用計画の作成・見直しなどを行います。

取組	内容
④地域移行支援・地域定着支援	施設入所や病院に入院している障害のある人等の地域生活への移行に向けた支援を行います。

【別表1 自立支援給付の概要】

区分	サービス名	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問看護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	移動に著しく困難のある重度の視覚障害者の外出時に同行し、移動の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区分		サービス名	サービス内容
日中活動系サービス	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(機能訓練と生活訓練があります。)
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型＝雇用契約を結ぶ型、B型＝雇用契約を結ばない型があります。)
		就労定着支援	就労に向けての一定の支援を受けた後に、一般就労等に就労した人に、一定の期間、就労を継続するために必要な支援を行います。
		自立生活援助	施設入所又は共同生活援助を受けていた人が居宅における自立生活を営む上で、さまざまな問題に対し一定の期間にわたり巡回訪問あるいは随時通報等により、相談に応じ必要な情報提供、助言などを行います。
サービス 居住系	給付 訓練等	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	給付 介護	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

補装具費の支給	義肢、装具、車いす等の補装具の購入・修理に要した費用を支給します。
---------	-----------------------------------

【別表2 障害児支援の概要】

区分	サービス名	サービス内容	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。
		医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービス。
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービス。
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービス。
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児に、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。
	障害児入所支援	福祉型児童支援	福祉型障害児入所施設では障害児の保護のほか、自立に向けての日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与を目的として支援を行います。
		医療型児童入所支援	福祉型障害児入所施設で行う障害児の保護、日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与のほか、専門医療の提供、リハビリテーションの提供など専門的な支援を行います。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付とともに、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられています。

地域において、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、身近な地域できめ細かな支援を行う視点から多様な事業の充実を図ります。

【主な取組】

取組	内容
①相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
②意思疎通支援事業	障害のため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣を行います。また、市の窓口での手続きや相談が円滑にできるよう手話通訳者の配置を検討します。
③日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具の給付を行います。
④移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
⑤地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

取組	内容
⑥理解促進研修・啓発事業	住民に対して障害者等に対する理解を深めるために、教室・講演会の開催等研修・啓発事業、ホームページ等による広報活動を行います。
⑦自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等がボランティア活動や交流活動等自発的に行う活動に対する支援を行います。
⑧手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
⑨成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための体制整備、法人後見実施（予定）団体等への活動支援等を行います。
⑩成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、判断する能力が不十分な障害のある人が、申立費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な場合に支援します。
⑪訪問入浴サービス事業	自宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人に対し、その居宅を訪問して浴槽を提供し入浴の介護を行います。
⑫日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している人の一時的な休息を図ります。
⑬自動車運転免許取得・改造費補助事業	身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について補助し、就労及び社会参加を支援します。
⑭更生訓練費給付事業	施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。
⑮施設入所者就職支度金支給事業	施設に入所又は通所している方が訓練を終了し、就職等により自立するに当たり就職支度金を支給します。
⑯在宅障害者一時介護事業	在宅で障害のある人や児童を介護している人の外出や一時的な休息を支援するため、一時的に預かり介護します。

（４）日常生活を支援する事業の充実

地域において障害のある人を支えるための事業として、これまで、サービス提供の基礎となる障害者手帳の交付や相談事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務や各種の障害者関連高齢福祉事業などを実施してきており、今後も事業の充実に努めます。

【主な取組】

取組	内容
①地域ケアシステムの活用	地域ケアシステムを活用し、地域でさまざまな生活課題を抱えている在宅の高齢者・障害者等の要援護者やその家族に対し、医療・保健・福祉それぞれの機関と連携して必要なサービスの検討・調整・支援を行います。

取組	内容
②茨城県発達障害者支援センター等との連携	発達障害者（自閉症、学習障害者、注意欠陥多動性障害等）への専門相談機関である「茨城県発達障害者支援センター」（つくば市）等の発達障害者への専門相談機関との連携を図り、発達障害者への相談支援体制の強化に努めます。
③家庭児童相談の充実	子ども未来室が中心となり、子どもや家庭に関する問題等を含めた総合相談窓口業務を充実するとともに、関係機関の調整を図り、発達教育支援センター（仮称）の設置を目指します。
④県が実施している事業の情報提供	県が実施している各種相談事業について広報・周知に努めます。
⑤地域包括支援センターの活用	地域包括支援センター等を活用した介護保険、その他の保健福祉サービスや権利擁護等の総合相談を実施し、保健・医療・福祉サービス等の支援につなげるとともに、関係者とのネットワーク構築を図ります。
⑥「耳マーク」の活用	市役所に設置している「耳マーク」を活用し、耳の不自由な方に対して適切な窓口対応や相談支援、周知に努めます。
⑦児童の支援ネットワークの構築	発達障害児等の支援のため、子ども支援部会を設置し、支援体制の強化に努めます。
⑧人材の確保	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事、各種機能訓練士などの継続的な人材確保に努めます。
⑨相談支援スタッフの資質向上	相談支援体制の強化を図るため、スタッフの各種研修会への参加を促進していきます。
⑩市職員の資質向上	全ての市職員が、障害のある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害者福祉に関する知識を周知し意識を高めていくよう適時、研修等を開催します。
⑪ケアマネジメント体制の整備	障害者一人ひとりのニーズや障害の程度を踏まえたサービスの調整等を一貫して行う、ケアマネジメント体制の整備を検討します。
⑫日常生活自立支援事業	知的障害・精神障害のある人や認知症の人が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。
⑬関連制度の周知及び拡充要請	年金・各種手当・助成金制度や税金・医療費の負担軽減、公共交通機関の運賃、有料道路の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り、利用を促進するとともに、関係機関に対し制度の拡充を要請していきます。
⑭障害者に対応した選挙への推進	選挙の投票方法における手続き等の円滑化及び簡素化等について公職選挙法と照らし合わせながら推進していきます。
⑮障害者施設等への開放の推進	市内にある障害者施設等について、地域に開かれた場としての活用が図られるよう積極的な交流の促進に努めます。

取組	内容
⑯地域公共交通の運行	地域共生社会の実現に向けた取組として、全ての人に利用しやすい地域公共交通の運行を目指します。地域公共交通会議と調整を図りながら、市の公共交通体制について検討していきます。 また、現在運行しているデマンドタクシーや路線バスの利用促進を図ります。
⑰車いす対応車両の貸出	社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。
⑱タクシー利用券の助成と利用促進	タクシー利用券の助成と利用促進に努め、移動手段の確保を図ります。

(5) 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援します。

【主な取組】

取組	内容
①心身障害者扶養共済制度の普及	保護者が亡くなった後の障害者の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の普及に努めます。
②生活福祉資金制度等の充実	生活福祉資金貸与等、経済的支援を目的とした制度・サービスを充実するよう努めます。
③医療福祉費助成の周知	経済的負担を軽減することにより必要な医療を継続的に受けられるよう、医療福祉費の助成を行うとともに制度の周知を図ります。
④難病患者福祉金の支給	県が実施している医療費公費負担制度の受給者に対して、「難病患者福祉金」の支給事業の継続に努めます。
⑤診断書料の助成	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得推進と負担軽減を図るため、申請手続きに必要とする診断書料を助成します。
⑥障害基礎年金の周知	国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、又は老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障害になったとき、又は、20歳前に障害になったときに、条件を満たしている方に支給される制度の周知を図ります。
⑦特別障害者手当支給	在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。
⑧特別児童扶養手当支給	20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して、手当を支給します。

取組	内容
◎税や各種割引・減免制度の周知	自動車税（窓口＝県税事務所）住民税・軽自動車税（窓口＝税務課）等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知に努めます。

基本目標4 雇用・就労の促進

障害のある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションや雇用と福祉施策の連携の強化、雇用・就労の場の確保対策を推進します。ハローワーク等国や県の関係機関との連携により、雇用・就労を通じての自立と社会参加を促進します。

施策の方向	(1) 雇用・就労の場の拡大 (2) 職業リハビリテーションの推進
-------	--------------------------------------

(1) 雇用・就労の場の拡大

ハローワークをはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの計画的調達を図ります(注)。

(注)「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年)障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、国や県・市において、物品の調達方針を定めて、方針・実績等を公表することが求められています。

【主な取組】

取組	内容
①障害者就業・生活支援センターとの連携	障害者就業・生活支援センターとの連携を深め、情報提供や相談体制の充実を図り、障害者の雇用促進に努めます。
②茨城県立産業技術専門学院等との連携	茨城県立産業技術専門学院(土浦市等)での障害者職業能力開発事業の活用にも努めるとともに、身体障害者にも開かれた学校である茨城県立産業技術専門短期大学(水戸市)の人材育成機関としての周知を図ります。
③茨城障害者職業センターとの連携	障害者の就労訓練機関として茨城障害者職業センター(笠間市)の周知及び連携を図ります。
④ハローワーク土浦との連携	ハローワーク土浦と連携し、市内及び近隣市町村の事業者、法定雇用率の達成と障害者のための職場環境の向上について協力を求めていきます。
⑤「障害者雇用促進月間(9月)」の広報・啓発	国や県等の関係機関と連携して、「障害者雇用促進月間(9月)」を中心に、障害者就職面接会等の広報・啓発活動の充実を努めます。
⑥障害者優先調達推進法による市の事業実施	市役所のインターネットサーバー機器保守業務を福祉施設に委託しており、継続に努めます。 また、市の調達方針を策定し、事業実績を公表します。

(2) 職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人の場合は自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。一方、福祉施設退所や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまでハローワークのトライアル雇用やジョブコーチ支援事業などの雇用施策と連携を進めるなど効果的な支援に努めます。

【主な取組】

取組	内容
①トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進	福祉施設から一般就労に移行するため、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援などの利用促進を図ります。
②就労継続支援事業の推進	一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、「就労継続支援事業」（A型、B型）の推進に努めます。
③地域活動支援センターの活用	地域活動支援センターを活用して、障害者の社会的自立を促進するための方策（職業訓練事業等）を検討していきます。

基本目標5 社会参加の促進

文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を進めます。

また、障害のある人の地域社会への参加を促進する基礎として、総合的に地域社会の情報提供を行うように図ります。

施策の方向	(1) 文化・スポーツ活動等の推進 (2) 地域情報提供の充実
-------	------------------------------------

(1) 文化・スポーツ活動等の推進

スポーツ・レクリエーション活動については、障害のある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として位置づけ、今後、一層推進していきます。

障害のある人の行う各種の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援し、振興に努めるとともに、県や全国大会等の催し物などへの参加を促進します。特に障害のある人の参加促進の視点から、コミュニケーション支援体制や会場配慮等の標準化に努めます。

【主な取組】

取組	内容
①地域のスポーツ・レクリエーション活動推進	障害者も気軽に地域で楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動等の普及に努めます。
②スポーツ大会の開催	国際ブラインドマラソン、地域身体障害者スポーツ大会（県南地区各市等の共催）等の市が主催する大会を開催するなど、積極的に障害者スポーツを推進します。
③県等主催の各種大会の支援	県等が主催する、茨城県障害者スポーツ大会等の各種大会支援、県の障害者団体が主催する「山の集い」等の支援に努めます。
④スポーツ・レクリエーション活動の場の提供	市内にある資源活用等により障害者のためのスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。市内社会体育施設は段差解消のバリアフリー化を推進しており、今後も必要に応じて施設の充実を図ります。
⑤図書館の利用拡大	市立図書館が保管している大活字・点字図書、朗読ボランティアの作成したテープなどの利用拡大に努めます。
⑥公共文化施設の利用料の減免	市の公の施設については、障害者あるいは障害者の団体等に対して減免の措置が行われています。これらの継続に努めます。

取組	内容
⑦障害者が参加しやすい行事の開催	「かすみがうら祭」等の行事において、障害者専用駐車場の確保やメインステージ前に車いすスペースを設置する等、障害者の方が参加・出店しやすいよう努めます。
⑧障害者の作品発表機会の拡充	あじさい館の展示ホールなどを活用し、障害者が、製作した作品を展示、紹介する機会の拡充を図ります。
⑨地域活動支援センターの文化活動	市の地域活動支援センターにおいて実施している文化的活動の充実に努めます。
⑩成人式の手話通訳者等の配置	成人式に障害者が参加する際に、手話通訳者や介助者の配置をします。
⑪県等主催の文化・芸術事業の支援	県や各障害者団体が主催する障害者文化祭や障害者美術展等の周知を図るとともに、作品出展の参加を促進する等の支援に努めます。

(2) 地域情報提供の充実

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、ホームページのバリアフリー化を推進します。

特に、「情報保障」の満足度向上に向けて、障害福祉サービスをはじめ、本計画に関わる保健医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等について、広報や市ホームページの充実に努めます。

【主な取組】

取組	内容
①意思疎通支援事業 (地域生活支援事業)	聴覚障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。
②声の広報配布事業	ボランティアサークルによる、視覚障害の方への広報テープ配布を通じたコミュニケーション支援の活動を継続的に支援します。
③ホームページのバリアフリー化の推進	障害のある人向けの情報提供のツールとして充実に努めるため、現在、文字の拡大ボタン、画面色の変更等の閲覧補助機能を配置しております。今後、読み上げ機能などの対応に努めます。

基本目標6 住みよいまちづくりの推進

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、ボランティア活動や交流活動等の振興により、地域住民の理解と協力を含めた支援体制を充実するように努めます。

施策の方向

- (1) バリアフリーの生活環境整備
- (2) 災害時支援・防犯対策の推進
- (3) 地域支援体制の整備
- (4) 障害のある人への理解の促進

(1) バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活・移動環境の点検を実施し、バリアフリー化等の情報提供の充実を図ります。また、こうした点検活動などを踏まえて、バリアフリーのまちづくりを段階的・計画的に推進します。

障害のある人を含む全ての人が安全に安心して歩くことができるように、バリアフリー対応型の信号機の設置等道路・歩道環境の整備、交通安全対策等を関係機関と連携して推進します。

【主な取組】

取組	内容
①居住の場の整備	障害者の地域での居住の場となるグループホーム等の整備・拡充について検討します。
②在宅サービスの充実	障害のある人が日常生活においてできるだけ支障なく暮らせるよう「補装具の給付」、「日常生活用具の給付」、「訪問入浴サービス」等の在宅サービスの充実を図ります。
③「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による施設整備	不特定多数の利用がある民間施設において、「バリアフリー法（高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等を考慮した指導に努めます。
④公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	公共施設等総合管理計画等を踏まえ、ファシリティマネジメントの観点から公共施設の機能向上等を推進していく中で、市役所庁舎をはじめとする公共施設へ手すり、スロープ、点字案内等の設置など障害者に配慮した施設整備を推進します。

取組	内容
⑤障害者のシンボルマークの広報・周知	障害者のシンボルマークについては、市役所に設置されている「耳マーク」の他にも国際的に認められるものや障害者団体が全国的に提唱しているものがあり、それらのマークについても広報・周知に努めます。
⑥公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	障害のある人が快適に公園を利用できるようにするため、市内の各公園のトイレや通路整備において、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を含んだ計画を進めるよう努めます。
⑦神立駅周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	現在、神立駅前・周辺等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化整備については、神立駅西口土地区画整理事業において、適時取り入れた形で、工事が進められております。今後は土浦市や JR 等の関係機関との連携を図り、駅周辺区画のバリアフリー化を含んだ計画により整備を推進します。
⑧道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	障害者や高齢者の安全な交通を確保するため、段差の切り下げ、誘導ブロックの設置等について、機会を捉えて充実を図ります。
⑨信号機のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	市内には市役所千代田庁舎前交差点等に高齢者や障害者に配慮した信号機が設置されていますが、音響式や青延長用押しボタン付信号機等の設備設置を推進し、必要に応じて警察等に要請するなど、交通安全の確保に努めます。

(2) 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」により、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障害のある人を含む災害時要援護者避難対策を推進します。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪にあわないように関係機関等と連携し、防犯対策の充実を図ります。

今後、障害のある人への虐待の防止対策、サービス利用者の人権擁護等全般的な課題について、関係機関等との連携を含めた対応システムを地域自立支援協議会等の活用を含めて検討していきます。

【主な取組】

取組	内容
①障害者に配慮した地域防災計画の策定	本市で策定した地域防災計画について、福祉避難所を含む避難所・避難場所等の周知をはじめ障害者に配慮した避難・連絡手段の確保等を図り、計画内容の充実を努めます。現在、社会福祉法人が運営している社会福祉施設2か所を含む3か所を指定しています。
②情報伝達と避難支援の確保	災害時に円滑な情報伝達及び避難支援を的確に実施できるように努めます。また、避難行動要支援者名簿の活用を目指します。

取組	内容
③緊急通報システム事業の充実	急病、事故等で緊急に援助が必要となった場合、速やかな救護活動に対応できるよう、緊急通報システム事業を充実します。
④社会福祉施設の防災対策強化	社会福祉施設に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導していきます。また、災害時の受入れに対応できるよう防災資機材の整備や食料の備蓄の充実を促進します。
⑤災害見舞金等の支給	自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金の支給を、住宅等の全部又は一部に災害を受けた被災世帯に対し災害見舞金の支給を継続します。
⑥広報・啓発の充実	防犯・防災に関するパンフレットの配布等により、障害者に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、市民等に対して障害者への援助に関する広報・啓発等の充実に努めます。
⑦災害時避難行動要支援者プランの推進	災害時要支援者の避難支援ガイドラインに基づき、市地域防災計画を踏まえて避難支援プラン・個別計画の作成を推進し、災害時避難行動要支援者登録制度の充実を図ります。
⑧聴覚・言語障害のある人の緊急通報への支援	聴覚・言語障害のある人が火災や急病等で緊急に援助が必要になったときのために、火災・救急専用FAX（119FAX）の利用登録を推進します。また、携帯電話やスマートフォンによる緊急通報システム（Web119）の登録を推進します。

（3）地域支援体制の整備

障害のある人の福祉施策の推進に当たり、地域ケアシステム、ボランティアセンターの運営など重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、地域住民の理解と協力による支援体制の充実に努めます。

【主な取組】

取組	内容
①社会福祉協議会との連携	地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。
②ボランティア活動の振興	「ボランティアセンター」の活動を含めて「障害者プラン」の各分野にわたる連携を推進する中で、多様なボランティア活動の振興に努めます。
③障害者団体等の活動の振興	障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き支援します。

(4) 障害のある人への理解の促進

障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日まで）における国・県等の各種の催し物等と連携して、広報やホームページ等を活用して障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。

また、子どものうちから共生社会のこころを育むために、学校教育における福祉交流教育や福祉体験活動の機会を設定するなどの生涯学習を推進します。

障害者差別解消法の施行に基づき、当市の対応方策の具体化を図ります。

【主な取組】

取組	内容
①盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進	盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進を図っていきます。
②車いす・白杖等に対する理解促進	視覚障害者が使用している白杖、身体障害者が使用している車いす等、障害者が移動・外出等に使用しているアイテムについて周知するとともに理解促進を図っていきます。
③福祉教育の推進	福祉教育を目的として施設等と市内の学校との交流を推進します。
④障害の理解・啓発	障害者への社会的理解の啓発のため講演会の開催を検討します。
⑤障害者差別解消方針等の活用	障害者差別解消法に基づき策定した「かすみがうら市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を活用し、市職員が適切に対応するように努める。

第5章 計画の概要

1 令和5年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立支援事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとされています。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	60人	
令和5年度末の施設入所者数	55人	
施設入所者数の削減見込み	1人	
令和2年度から令和5年度末までの地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することとされています。かすみがうら市においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置及び地域包括ケアシステムを構築することを目標としていきます。

項目	目標年度	備考
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5年度	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各圏域に少なくとも一つを確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討するとされています。地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入れ対応体制の確保など、今後障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある。）をいいます。かすみがうら市においても自立支援協議会にて検討を行い、地域生活支援拠点等を整備することを目標としていきます。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備数	1か所	
運用状況の検証・検討実施回数	1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度までに一般就労に移行する者の目標値について設定されています。

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数	2人	
就労移行支援事業からの一般就労	2人	
就労継続支援A型事業からの一般就労	0人	
就労継続支援B型事業からの一般就労	0人	

(5) 障害児通所支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。さらに、医療・障害福祉等の関係機関が連携を図れるように、令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。

かすみがうら市においても検討を行い提供体制の整備をすることを目標としていきます。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	
保育所等訪問支援の充実	1か所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を目指すため、令和5年度末までに各市町村で総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保ことを基本とし、市町村単独で実施が困難な場合には、圏域での実施も可能とされています。

今後、かすみがうら市においても相談支援体制の充実・強化の整備を目標としていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、令和5年度末までに各市町村で取組を実施する体制を構築することとされています。

今後、かすみがうら市においても障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制整備を目標としていきます。

項目	目標	備考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	

第6章 第5期の評価と第6期（第2期）サービス見込量

第5期障害福祉計画の実績を踏まえ、令和5年度に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間の第6期（障害児福祉計画は第2期）計画期間として各年度における見込量を設定します。

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（ショートステイ）
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者等に対する支援【新規】 ○精神障害に対する支援体制【新規】 ○相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】 ○障害福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○福祉型児童入所支援 ○医療型児童入所支援 ○障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

<p>地域生活支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○理解の促進・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター機能強化事業 【任意事業】 ◎日中一時支援事業 ◎在宅障害者一時介護事業 ◎訪問入浴サービス事業 ◎施設入所者就職支度金支給事業 ◎自動車運転免許証取得費助成事業 ◎自動車改造助成事業
-----------------	--

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用者数 （人/月）	計画値	14	15	16
		実績値	17	16	14
		達成率	121.4	106.7	87.5
	サービス量 （時間/月）	計画値	290	310	330
		実績値	240	210	136
		達成率	82.8	67.7	41.2

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数 （人/月）	計画値	16	17	18
	サービス量 （時間/月）	計画値	240	255	270

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度訪問介護	実利用者数 （人/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
	サービス量 （時間/月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (時間/月)	計画値	30	30	30

(3) 同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
同行援護	実利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	計画値	38	76	76
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (時間/月)	計画値	4	4	4

(4) 行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
行動援護	実利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	0
		達成率	50.0	50.0	0.0
	サービス量 (時間/月)	計画値	12	12	12
		実績値	3	2	0
		達成率	25.0	16.7	0.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (時間/月)	計画値	3	3	3

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度障害者等包括支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	計画値	0	0	0

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	実利用者数 (人/月)	計画値	100	102	104
		実績値	96	98	94
		達成率	96.0	96.1	90.4
	サービス量 (日/月)	計画値	2,050	2,100	2,150
		実績値	1,875	1,868	1,081
		達成率	91.5	89.0	50.3

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	100	102	104
	サービス量 (日/月)	計画値	1,900	1,938	1,976

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
	サービス量 (日/月)	計画値	15	15	15
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数 （人/月）	計画値	1	1	1
	サービス量 （日/月）	計画値	10	10	10

（3）自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 （人/月）	計画値	7	8	9
		実績値	8	6	2
		達成率	114.3	75.0	22.2
	サービス量 （日/月）	計画値	135	155	177
		実績値	107	72	14
		達成率	79.3	46.5	7.9

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人/月）	計画値	6	6	6
	サービス量 （日/月）	計画値	78	78	78

（4）就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	実利用者数 （人/月）	計画値	20	22	27
		実績値	22	20	12
		達成率	110.0	90.9	4.4
	サービス量 （日/月）	計画値	380	396	486
		実績値	225	199	80
		達成率	59.2	50.3	16.5

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	20	22	24
	サービス量 (日/月)	計画値	200	220	240

(5) 就労継続支援A型（雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を行い、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援A型 (雇用型)	実利用者数 (人/月)	計画値	35	40	45
		実績値	42	56	55
		達成率	120.0	140.0	122.2
	サービス量 (日/月)	計画値	724	827	930
		実績値	642	822	529
		達成率	88.7	99.4	56.9

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型 (雇用型)	利用者数 (人/月)	計画値	60	65	70
	サービス量 (日/月)	計画値	900	975	1,050

(6) 就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばず、授産的な活動を行うために、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援B型 (非雇用型)	実利用者数 (人/月)	計画値	45	48	51
		実績値	66	78	78
		達成率	146.7	162.5	152.9
	サービス量 (日/月)	計画値	810	864	918
		実績値	1,060	1,264	773
		達成率	130.9	146.3	84.2

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型 (非雇用型)	利用者数 (人/月)	計画値	90	100	110
	サービス量 (日/月)	計画値	1,440	1,600	1,760

(7) 就労定着支援

就労している障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2
		実績値	1	3	7
		達成率	100.0	150.0	350.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	10	11	12

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	実利用者数 (人/月)	計画値	2	3	3
		実績値	2	2	2
		達成率	100.0	100.0	150.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3

(9) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数 (人/月)	計画値	18	20	22
		実績値	33	31	9
		達成率	183.3	155.0	40.9
	サービス量 (日/月)	計画値	162	180	198
		実績値	110	130	24
		達成率	67.9	72.2	12.1

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (人/月)	計画値	30	30	30
	サービス量 (日/月)	計画値	120	120	120

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム棟を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な訪問による助言や医療機関との調整及び相談等を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	2
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	計画値	22	23	24
		実績値	29	37	39
		達成率	131.8	160.9	162.5

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	計画値	45	50	55

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	計画値	58	57	56
		実績値	57	60	56
		達成率	98.3	105.3	100.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	60	60	60

4 指定相談支援等

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	計画値	225	228	231
		実績値	217	243	214
		達成率	96.4	106.6	92.6

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	計画値	250	262	274

(2) 地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(3) 地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービス。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

5 その他

(1) 発達障害者等に対する支援（新規）

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るサービス。

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	計画値	4	4	4
ペアレントメンターの人数	人	計画値	2	2	2
ピアサポート活動への参加人数	人/年	計画値	4	4	4

(2) 精神障害に対する支援体制（新規）

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を計画的に推進する、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、関係機関の協議の場を設置し、関連施策を展開します。

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	計画値	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	計画値	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	計画値	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人/月	計画値	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人/月	計画値	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人/月	計画値	45	53	63
精神障害者の自立生活援助	人/月	計画値	1	1	1

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組（新規）

障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センターの設置）の見込みと、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みをそれぞれ設定します。

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導	件/年	計画値	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	計画値	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組	回/年	計画値	1	1	1

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組（新規）

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修	人/年	計画値	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果	有無	計画値	有	有	有
	回/年	計画値	12	12	12

6 障害児支援

(1) 児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画値	39	42	45
		実績値	44	48	46
		達成率	112.8	114.3	102.2

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	60	70	80

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービス。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	2
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(3) 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	計画値	110	120	130
		実績値	66	81	81
		達成率	60.0	67.5	62.3

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	計画値	95	110	125

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービス。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児が、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1

(6) 福祉型児童入所支援

福祉型障害児入所施設では障害児の保護のほか、自立に向けての日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与を目的として支援を行います。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉型児童入所支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型児童入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1

(7) 医療型児童入所支援

福祉型障害児入所施設で行う障害児の保護、日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与のほか、専門医療の提供、リハビリテーションの提供など専門的な支援を行います。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童入所支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1

(8) 障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービス。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	実利用者数 (人/年)	計画値	80	85	90
		実績値	111	129	127
		達成率	138.8	151.8	141.1

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	計画値	140	160	180

(9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

【第5期（第1期）の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期（第2期）の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人数	計画値	0	0	1

7 地域生活支援事業

(1) 理解の促進・啓発事業

地域住民を対象にして、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解の促進・啓発事業	実施の有無	計画値	未実施	実施	実施
		実績値	未実施	未実施	未実施
		達成率	-	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解の促進・啓発事業	実施の有無	計画値	未実施	未実施	未実施

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業。災害時要援護者登録などを実施しています。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	未実施	実施	実施
		実績値	未実施	未実施	未実施
		達成率	-	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	未実施	未実施	未実施

(3) 相談支援事業

障害のある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業	事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	5	6	9
		達成率	166.7	200.0	300.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	事業所数	計画値	12	18	25

(4) 成年後見制度利用支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、権利擁護のためその利用の支援を図る事業。また、関係機関である地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】

本計画期間中に中核機関を設置し、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制の整備を検討し、法人後見の活動を支援する事業。

【第5期の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
	達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。

【第5期の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/月)	計画値	73	76	79
		実績値	57	39	29
		達成率	78.1	51.3	36.7

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/月)	計画値	40	40	40

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	3	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	3	3	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	2	3	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	1,133	1,221	1,287
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	実績値	1	1	1

※令和2年は見込値

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1,356	1,429	1,506
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は10月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	2	3	3
		実績値	3	3	1
		達成率	150.0	100.0	133.3
	サービス量 (件/年)	計画値	35	45	45
		実績値	19	18	12
		達成率	54.3	40.0	26.7

※令和2年は見込値

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	2	2	2
	サービス量 (件/年)	計画値	12	12	12

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター事業	設置箇所数 (か所)	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		達成率	100.0	100.0	100.0

※平成30年、令和元年は年度末、令和2年は6月末実績

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	設置箇所数 (か所)	計画値	3	3	3

(11) 任意事業

○日中一時支援事業

障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業。

○在宅障害者一時介護事業

マンツーマンでの介護が必要な在宅の障害者、障害児に対しその介護者が外出、休息等の理由により、一時的に介護が困難となったときに一時的に預かり介護する事業。

○訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業。

○施設入所者就職支度金支給事業

就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用して施設に入所している者が訓練を終了し、就職等により自立した場合において、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業。

○自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業。

○自動車改造助成事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業。

【第5期の実績】

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	利用者数 (実人数/年)	計画値	55	58	60
		実績値	78	78	62
		達成率	141.8	134.5	103.3
在宅障害者一時介護事業	利用者数 (件/年)	計画値	680	690	700
		実績値	792	803	14
		達成率	116.5	116.4	2.0
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実人数/年)	計画値	5	5	5
		実績値	4	6	3
		達成率	80.0	120.0	60.0
施設入所者就職支度金 支給事業	利用者数 (件/年)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
自動車運転免許取得費 助成事業	利用者数 (件/年)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0	0	0
自動車改造助成事業	利用者数 (件/年)	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	1
		達成率	0	50.0	50.0

※令和2年は見込値

【第6期の見込量】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数 (実人数/年)	計画値	80	80	80
在宅障害者一時介護事業	利用者数 (件/年)	計画値	800	800	800
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実人数/年)	計画値	6	6	6
施設入所者就職支度金 支給事業	利用者数 (件/年)	計画値	1	1	1
自動車運転免許取得費 助成事業	利用者数 (件/年)	計画値	1	1	1
自動車改造助成事業	利用者数 (件/年)	計画値	1	1	1

第7章 計画の推進

1 各主体の役割

この計画を推進するに当たっては、障害及び障害者問題について社会的関心を高め、いくとともに、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

(1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障害者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障害者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(2) 学校

障害のある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、もてる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童生徒が障害のある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かなこころの育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3) 団体

障害者関係団体などの役割は、障害者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4) 企業

障害者が安定した生活を営むためには、障害者の雇用や障害者の適正と能力に応じた、障害のない人とともに生きがいをもって働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(5) 行政

行政の役割は、市民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障害者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開に当たっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

2 計画の周知

本計画に基づく事業・施策を市民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、市のホームページ等を通じて広く周知を図ります。

また、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も市の広報やパンフレット、ホームページ及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

3 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

地域共生社会とリハビリテーションの理念の下、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに障害者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進に当たっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障害者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

(2) 連携・協力の推進

①関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障害のある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障害者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

②国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

③事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

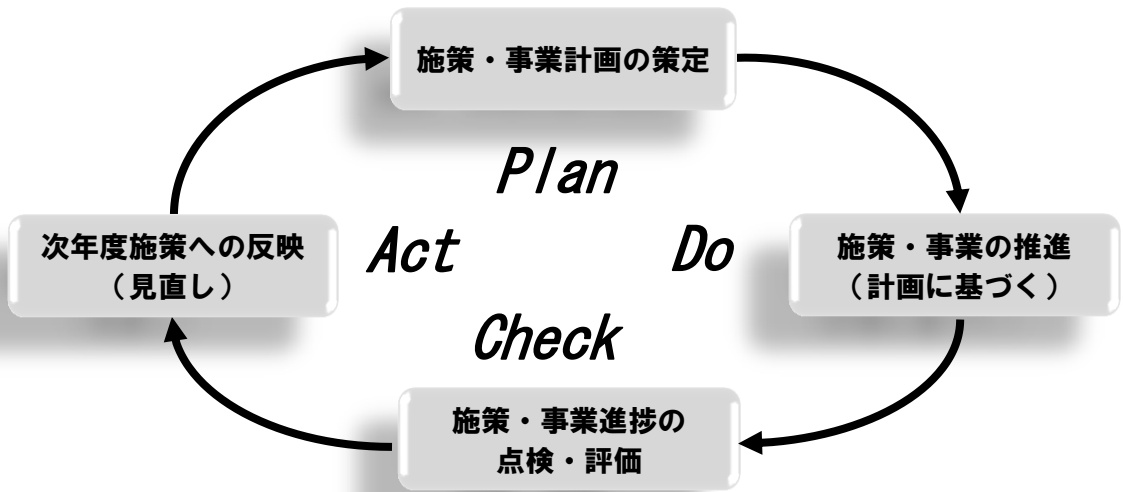
4 目標達成状況の評価

本計画の進行管理は、市（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する社会福祉課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を社会福祉課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



参考資料

1 かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属・役職等	区分	備考
1	山本 哲也	つくば国際大学医療保健学部 臨床検査学科准教授	学識経験者	委員長
2	片岡 真由美	社会福祉法人川惣会 しらうめ荘施設長	福祉施設及び福祉団体の代表	
3	長谷川 浅美	社会福祉法人白銀会 しろがね苑総合施設長	福祉施設及び福祉団体の代表	
4	海崎 真知子	社会福祉法人明清会 ほびき園サービス管理責任者	福祉施設及び福祉団体の代表	副委員長
5	藤井 信之	特定非営利活動法人 新和会 理事長	福祉施設及び福祉団体の代表	
6	石塚 英幸	かすみがうら市社会福祉協議会 事務局長	福祉施設及び福祉団体の代表	
7	吉川 賢治	社会福祉法人尚恵学園 尚恵成人寮	福祉施設及び福祉団体の代表	
8	渡邊 祥子	特定非営利活動法人 メロディハウス代表	福祉施設及び福祉団体の代表	
9	根目沢 浩幸	かすみがうら市 手をつなぐ育成会理事	福祉施設及び福祉団体の代表	
10	仲澤 朋子	社会福祉法人聖朋会 サンシャインつくば	福祉施設及び福祉団体の代表	
11	木村 和弘	社会福祉法人廣山会 プルミエールひたち野	福祉施設及び福祉団体の代表	
12	吉田 雅寿	茨城県立土浦特別支援学校教諭	学識経験者	
13	富田 博美	かすみがうら市民生委員児童委員連合会	民生委員児童委員	
14	田中 久江	かすみがうら市知的障害者相談員	障害者の代表(家族含む)	
15	井坂 節子	かすみがうら市身体障害者相談員	障害者の代表(家族含む)	
16	塚原 靖二	土浦厚生病院医院長	学識経験者	
17	設楽 健夫	かすみがうら市市議会議員	市議会の議員	

2 かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要項

平成17年3月28日訓令第58号

(設置)

第1条 この訓令は、かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）について、調査・研究し計画の立案を行うためかすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 障害者福祉計画の立案に関すること。
- (2) 障害者福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者福祉計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 福祉施設及び福祉団体の代表
- (5) 障害者の代表（家族を含む。）
- (6) 副市長
- (7) 市の関係職員

2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から計画策定に係る事項の協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集するものとする。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(関係課の協力)

第6条 委員会は、必要に応じて関係課の協力を求めるものとし、関係課は、委員会の事務が円滑に処理できるよう資料の提出その他必要な協力をするものとする。

(調査検討委員会)

第7条 委員会には、専門の調査検討をするため、調査検討委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日訓令第43号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月15日訓令第57号)

この訓令は、平成18年6月15日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

かすみがうら市
障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

<発行年月>2021（令和3）年3月

<編集・発行>かすみがうら市 保健福祉部 社会福祉課

〒315-8512

茨城県かすみがうら市上土田 461

TEL：0299-59-2111（代表）

FAX：0299-59-2186

URL：<http://www.city.kasumigaura.lg.jp/>